2025

募集要項

SCHOOL GUIDE

九州医療専門学校

社会福祉士 通信学科

一般養成課程

精神保健福祉士 通信学科

短期養成課程・一般養成課程

学校法人
九州アカデミー学園

Contents

共通

募集学科・募集定員・修業年限 …… 1
願書受付期間 …… 1
出願資格 …… 2
出願書類について …… 3
出願方法 …… 3
選考方法 …… 3
合格発表・入学手続 …… 3

社会福祉士 通信学科

社会福祉士の資格要件 …… 4
学習の流れ …… 4
出願書類 …… 5
校納金 …… 6
各種制度 …… 6
学費サポート …… 6
専門実践教育訓練給付制度 …… 7
提出書類一覧 …… 8

精神保健福祉士 通信学科

学習の流れ …… 21
精神保健福祉士の資格要件 …… 22
出願書類 …… 22-23
校納金 …… 24
各種制度 …… 24
学費サポート …… 24
専門実践教育訓練給付制度 …… 25
提出書類一覧 …… 26

実務経験等に関する参考資料

社会福祉士通信学科 …… 47
精神保健福祉士通信学科 …… 63

KYUSHU ACADEMY COLLEGE

入学までのスケジュール

願書提出

出願は各受付期間の締切日必着とします。

合否判定会

各受付期間終了後関係職員により
合否判定会を実施します。

合格発表

合否を郵送にて通知します。
※合格発表日（P1参照）に発送します。

入学手続

手続期日までに校納金を納入してください。

手続完了

校納金入金確認後、
手続完了の通知を送付します。

入学

令和7年4月下旬に教材等を発送します。

募集学科・募集定員・修業年限

学科名		募集定員	修業年限
社会福祉士通信学科	一般養成課程	200名	1年6ヶ月 （4月入学 翌年9月卒業）
精神保健福祉士通信学科	短期養成課程	100名	9ヶ月 （4月入学・12月卒業）
	一般養成課程	140名	1年6ヶ月 （4月入学・翌年9月卒業）

願書受付期間

区分	願書受付期間（必着）	合格発表日	手続期日
1次募集	令和6年 9月2日（月）～ 令和6年 10月8日（火）	10月18日（金）	10月31日（木）
2次募集	令和6年 10月9日（水）～ 令和6年 11月19日（火）	11月29日（金）	12月12日（木）
3次募集	令和6年 11月20日（水）～ 令和7年 1月14日（火）	1月28日（火）	2月13日（木）
4次募集	令和7年 1月15日（水）～ 令和7年 2月28日（金）	3月11日（火）	3月21日（金）

※募集の受付は、各受付期間締め切り日17：00までです。

※合格発表日に合否通知を発送しますので、地域により通知書の到着が記載の合格発表日の翌日より遅くなる場合もありますが、ご了承願います。

※出願書類に不備があり、願書受付期間内に所定の書類が揃わない場合、次の募集期間での受付となります。
4次募集の壊合は受付取消となりますが、追加募集が行われる場合は追加募集での受付となります。
ただし、追加募集の受付期間内に所定の書類がそろわない場合は受付取消となります。

※欠員が生じた場合の追加募集はホームページにてご案内します。

出願資格

●全学科の共通事項

- **福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、広島県、鳥取県、島根県、岡山県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、三重県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県に在住している方。**

- **出願資格及び実習免除に関する相談援助業務について**

※入学要件によっては1～4年間の実務経験が必要です（P4またはP22参照）。実務経験が必要な要件にて入学された方については、ソーシャルワーク実習の履修が免除されます。

※実務経験がなくても入学要件を満たす方について、1年間以上の実務経験がある場合には、ソーシャルワーク実習の履修が免除されます。

※実務経験の必要年数は入学前日までに満たす必要があります。出願の時点で必要年数を経過していない場合には、入学前日までに経験年数を満たす見込みで出願することも可能です。

※実務経験を申告するためには、「実務経験申告書」「実務経験証明書」のご提出が必要です。

※実務経験に認められる事業種類及び職種については、P47の『実務経験等に関する参考資料』をご参照ください。

●社会福祉士通信学科＜一般養成課程＞

●精神保健福祉士通信学科＜一般養成課程＞

❶学校教育法に基づく4年制大学を卒業した方（卒業見込みの方）、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方。

❷学校教育法に基づく3年制短期大学（夜間・通信によるものは除く）を卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した方。

❸学校教育法に基づく2年制短期大学または高等専門学校を卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した方。

❹高校卒業後、指定施設において4年以上相談援助業務に従事した方。

●精神保健福祉士通信学科＜短期養成課程＞

基礎科目についてはP23に記載しております。

❶学校教育法に基づく福祉系4年制大学において基礎科目を修めて卒業した方（卒業見込みの方）、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方。

❷学校教育法に基づく福祉系3年制短期大学（夜間・通信によるものは除く）において基礎科目を修めて卒業した方、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める方であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した方。

❸学校教育法に基づく福祉系2年制短期大学において基礎科目を修めて卒業した者、またはこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した方。

❹社会福祉士

出願書類について

・学科により必要となる出願書類が異なります。
・出願書類の一覧から、ご自分に当てはまるところを確認してください。
（社会福祉士／ P5、精神保健福祉士／ P22 ～23）
・必ずボールペン又は万年筆でご記入ください。（消えるボールペン・鉛筆は不可）
・訂正の場合は、二重線を引き訂正印を押してください。（修正ペン・テープは不可）

※出願書類はお返しできませんのでご了承ください。また出願書類につきましては本学園個人情報保護基本方針にもとづき、適切に保管、処理いたします。

出願方法

・所定の封筒に出願書類を同封のうえ書留にて郵送ください。
・直接持参される場合は、各受付期間内の17時までとします。（※土・日・祝日は除く）
・書類に不備がないようご注意ください。
・出願用封筒裏のチェック項目で最終確認をしてください。

◎ 各受付期間 締め切り日必着

選考方法

・小論文及び出願書類により選考します。

合格発表・入学手続

・合格発表日に合否通知を発送します。電話によるお問い合わせは受け付けておりません。
・合格通知と共に校納金およびテキスト代納入のご案内を送付します。
同封された本校所定の振込用紙を使用し、手続期日までに納入ください。なお、期日までに手続きをされない場合は、必ず入試係へご連絡ください。（ **0120-83-2255**）
・校納金入金確認後、手続き完了の通知を送付します。

社会福祉士通信学科

社会福祉士の資格要件（本課程の受講対象者のみ）

社会福祉士国家資格（登録）

社会福祉士国家試験（精神保健福祉士は一部試験科目免除）

九州医療専門学校　社会福祉士通信学科

一般系 大学等 4年 (1)	相談援助 実務1年 → 一般系 短大・専門学校等 3年 (2)	相談援助 実務2年 → 一般系短大・専門学校等2年 (3)	相談援助 実務4年 → 高等学校3年 (4)

実習あり　実習なし

※(1)の方で、相談援助の実績が1年以上の方は、実習免除になります。
※(2)～(4)の方は、実習が免除になります。

学習の流れ

履修内容

		レポート	スクーリング		実習（該当者のみ）
前期	2025年 4月	～ 入学・教材の配布 ～			
	5月				
	6月	9科目 14レポート提出	集中コース	土・日コース	
	7月		講座A（2日間） 講座B（2日間）	講座A（2日間）	実習指導 計27時間（4日間） ※該当者のみ
	8月			講座B（2日間）	
	9月				
	10月				ソーシャルワーク実習 ❶ 2カ所240時間以上 または ❷ 1カ所180時間以上 （介護福祉士の「介護実習」精神保健福祉士の「ソーシャルワーク実習」を履修した方）
	11月				
	12月				
後期	2026年 1月	13科目 15レポート提出			
	2月				
	3月		集中コース	土・日コース	
	4月		講座C（2日間）	講座C（2日間）	
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	～ 卒業（受験資格取得） ～			
	⋮	国家試験対策			
	2027年 2月	社会福祉士国家試験　受験			
	3月	社会福祉士国家試験　合格発表			

■ 実習について

①実習は、相談援助の実務が1年以上ある方は免除です。免除の場合は、必要書類をご提出ください。
②実習が必要な方は、実習施設2か所、実習時間240時間以上となります。
③介護福祉士養成課程における「介護実習」の履修者、精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」の履修者においては、実習時間60時間が免除となり、実習施設1か所、実習時間180時間以上の履修となります。部分的に免除になる方は、卒業された学校の成績証明書をご提出ください。（⇒P5「出願書類」参照）
④実習の免除や履修に関するお尋ねは、お気軽にお電話でご相談ください。（0120-84-3312）
⑤ネット環境を使いますので、PC等をご準備ください。

出願書類

■ **全出願者の提出書類**

書類名	様　式	備　考
入学願書	様式 社-1	写真貼付（縦4cm×横3cm）
履歴書	様式 社-2	（様式 社-1）の裏　※欄が不足の際は別紙を添付してください。
受験料振込証明書	様式A-共通（別紙）	・受験料は5,000円です。（Wスクールの場合は10,000円です） ・別紙の振込用紙で最寄の銀行より振込み、「受験料振込証明書（提出用）」を提出してください。 ・ATMやネットバンキングからのお支払いも可能です。その場合、振込者名の前に学科コードを入力してください。振込控え等の証明書に代わるものを「受験料振込証明書（提出用）」に貼付して提出してください。
入試結果通知用封筒	―	・速達料金分の切手（重さ50gまで+速達料金）貼付、返送先記入。 ・封筒の「様」は消さないでください。 ・ご自身で準備される場合は、長形3号封筒にてお願いします。
小論文	様式 社-8	**小論文課題**　**『私が社会福祉士になって行いたいこと』** ボールペン又は万年筆で記入 ※題名は書かずに所定の用紙に横書きで自分の考えを700字以上800字以内で記述してください。
卒業（見込）証明書	―	・卒業証書の写しではなく、学校が発行する証明書をご提出ください。 ・卒業証明書と姓名が異なる場合は本人を証明できる書類（戸籍抄本等）をご提出ください。 ・証明書は6ヶ月以内の原本とします。 ・入学資格に該当する卒業証明書をご提出ください。（最終学歴とは限りません。）

■ **相談援助の実務に関して提出する書類**

●：必ず提出　▲：実務経験のある方のみ

書類名	様　式	4年制大学卒業（卒業見込も含む）	短大等卒＋実務経験	高等学校卒＋実務経験
実務経験申告書	様式 社-3	▲	●	●
実務経験（見込）証明書	様式 社-4・社-5	▲	●	●

※4年制大学卒業の方は、実習を免除にしたい方のみ、社-3及び社-4・社-5をご提出ください。
※実務経験（見込）証明書は、本校所定の様式で6ヶ月以内の原本とします。

■ **必要に応じて提出するもの**

書類名	様　式	備　考
紹介状	様式 社-6	願書提出時に同封の場合のみ有効です。ご注意ください。
資格取得申請書	様式 社-7	・精神保健福祉士の資格取得者 ・精神保健福祉士登録証の写しを添付すること
成績証明書	―	・実習が必要な方のうち、介護福祉士養成課程の「介護実習」、精神保健福祉士の「ソーシャルワーク実習」を履修した方は、実習を60時間免除することができます。
戸籍抄本等	―	各種証明書が旧姓の方
施設パンフレット	―	実務経験のある方（ホームページの印刷でも構いません。）

※実習が必要な方のうち、実習プログラムに配慮を要する場合、健康状態に不安がある場合などは、医師の診断書を提出頂く場合があります。
ご心配な方はご相談ください。

校納金

	入学金	授業料	スクーリング受講料	実習		合計
				時間数	実習費	
一般養成課程	2万円	18万円	7万円	–	–	27万円
				180時間	10万円	37万円
				240時間	13万円	40万円

※別途**テキスト代(前年度:53,240円)**がかかります。
※実習時間数についてはP4の「実習について」をご参照ください。
※実習のある方は、実習テキスト代(3,200円程度)が入学後に別途かかります。

■ 校納金の取り扱いについて

①やむなく入学を辞退される場合、3月31日17時までに入学辞退手続きを完了された場合に限り、入学金を除き返還します。(辞退される場合は書面で辞退届を提出してください)
②一括納入ができない場合を含めご不明な点は、お問い合わせください。(下記をご参照ください。)

各種制度　入学手続時にご利用できます

名称	対象者	申込方法	免除額
紹介受験制度	勤務先などの各機関長・施設長及び本校関係者からの紹介を受けた方	入学願書(様式社-1)とともに紹介状(様式社-6)を提出	授業料より1万円
Wスクール制度	社会福祉士通信学科と精神保健福祉士通信学科の同時入学をされる方	2学科とも全ての書類を提出	社会福祉士通信学科の授業料より3万円
資格認定制度	精神保健福祉士資格取得者	資格取得申請書(様式社-7)及び資格証の写し	授業料より3万円
卒業生免除制度	本校を卒業された方	入学願書(様式社-1/卒業生欄)に記入	授業料より1万円
実習施設特別割引	実習施設に勤務されている方	入学願書(様式社-1)の勤務先欄に☑マークを入れてください。出願時にチェックを入れた方のみ申込を受付します。	授業料より4万円

※上記制度は重複して適用されません。※重複して申込された場合は、免除額の高い方を適用します。

学費サポート

名称	利用できる納付金	利用金額	返済方法	手数料
オリコ学費サポートプラン	入学金/授業料/実習費/スクーリング受講料/教科書代等	10万円以上 500万円以内	①通常払　②ステップアップ払　③親子リレー払	4.1%(固定)
	問合せ　オリエントコーポレーション 学費サポートデスク　0120-517-325　https://www.orico.tv/gakuhi			

※上記のオリコ学費サポートプランに該当されない方に対して、「校納金分割」をご紹介しております。

専門実践教育訓練給付制度

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。詳しくはハローワークホームページをご参照ください。

給付対象者（いずれかに該当する方）	初めて支給を受ける人	講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
	上記以外の人	・平成29年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して3年以上の雇用保険の被保険者を有している方 ・平成29年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日までに3年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日までに、前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過していない場合は、対象となりません。）
給付額（最大7割の給付）		・教育訓練経費（入学金や授業料等）の50%（年間上限40万円）の給付を受けることが出来ます。 ・受講修了から1年以内に資格取得をして雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%が追加給付されます。

（ハローワークのホームページより）

◎給付金受給までの流れ

・受講前のハローワークでの手続きは、**受講開始日（本校入学日）の1ヶ月前までに行う必要**があります。願書の提出前・後に関わらず可能です。

	受講開始日	受講修了日	指定番号
実習がある方	令和 7年 4月 27日	令和 8年 9月 30日	4110005-2110011-8
実習が免除の方	令和 7年 4月 27日	令和 8年 9月 30日	4110005-1510031-3

ハローワーク確認・相談 → ハローワーク申請（入学の1ヶ月前までに） → 本校入学 受講中（ハローワークに6ヶ月ごとに申請） → 卒業（資格取得）（ハローワークに1ヶ月以内に申請） → 就職（1年以内）

★支給要件照会
★キャリアコンサルティングの実施

★受給資格確認申請
★必要書類の提出

★6ヶ月ごとに受給（50％）

★追加給付の申請（20％）

※本校への願書提出や合否に関わらずお早めに手続きをされてください。

◎指定講座の給付額例

●（最大額：実習あり、各種制度を全く利用しない場合）

修業年限	受講費用①	教育訓練経費②	給付額③（②×50%）	給付額④（②×20%）	給付額合計⑤（③+④）	自己支出額（①−⑤）
1年6ヶ月	453,240円	400,000円	200,000円	80,000円	280,000円	170,240円

①の内訳：入学金、授業料、スクーリング受講料、実習費、テキスト代（53,240円）
②の内訳：入学金、授業料、スクーリング受講料、実習費　※教育訓練経費にはテキスト等の教材費は含まれません。
③は在校中に給付、④は資格取得後、雇用保険に加入した場合に給付。

教育訓練経費②の額により給付額は異なります。

提出書類一覧

自筆で、ボールペン又は万年筆でご記入ください。

社会福祉士通信学科

●実務経験申告書 記入例 …… P9

●実務経験(見込)証明書〈個票〉〔施設(事業所)職員用〕記入例 …… P10

■入学願書 …… (様式 社-1)

■履歴書 …… (様式 社-2)

■実務経験申告書 …… (様式 社-3)

■実務経験(見込)証明書〈個票〉〔施設(事業所)職員用〕 …… (様式 社-4)

■実務経験(見込)証明書〈個票〉〔医療機関職員用〕 …… (様式 社-5)

■紹介状 …… (様式 社-6)

■資格取得申請書 …… (様式 社-7)

■小論文用紙 …… (様式 社-8)

■受験料振込証明書提出用紙 …… (様式A-共通)

※巻末の折込み用紙をご参照ください。精神保健福祉士と共通です。

※下記の学科コードは、巻末の折込み用紙の取り扱い下部にも記載しております。

学科コードはお間違えないように必ず記入してください				
学科コード	社会福祉士通信学科 <一般養成課程> ▶	011	Wスクールの方 ▶	013

※入学願書等出願関係書類にご記入いただいた個人情報は、入学選考のみに使用し、それ以外の使用及び第三者に提供することはいたしません。

※書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

提出書類は、本校ホームページからダウンロードすることもできます。

https://www.kac.ac.jp くわしい情報はホームページで!! KAC アカデミー 検索

入学要件・実務経験に関するお問い合わせ

社会福祉士通信学科

0120-84-3312

入試・校納金に関するお問い合わせ

桜町キャンパス　入試係

0120-83-2255

※ご記入の前にP10下の【注意事項】を必ずご確認ください。

実務経験申告書（様式 社-3）記入例

出願者が記入

※実務経験を有する者は、**実務経験申告書**及び**実務経験（見込）証明書**を必ず提出すること。また、施設のパンフレットを同封のこと。

出願者が記入

（様式 社-3）

実務経験申告書

※記入不要　次　番

九州医療専門学校
校長殿

氏名 九福　太郎
〒841-0016
現住所 鳥栖市田代外町1526-1
TEL 0942（ 83 ）3312

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告します。

年　月　日

	施設・事業種類と名称※1	職種※1	期間（西暦でご記入ください）	証明権者名
例	種類 特別養護老人ホーム 名称 ひまわり	生活相談員	2020年 4月 1日～ 年 月 日 ☑現在に至る	理事長 門司 誠一
1	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
2	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
3	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
4	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
5	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	

※1 『実務経験等に関する参考資料』（P47～）に記載の施設・事業種類及び職種を確認し、記入してください。

（注）1.上記の記載内容は、「実務経験（見込）証明書」（社-4または社-5）の記載内容と一致するように、出願者がご記入ください。
2.証明内容を訂正した場合は、出願者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4.施設のパンフレットがあれば同封してください。

施設・事業種類及び施設名を記載すること。

必ず、記入すること。

職種は、実務経験（見込）証明書と一致していること。『実務経験等に関する参考資料』（P47～）に記載の職種であること。

証明権者は、施設・機関の代表者であること。また、氏名まで記入すること。

現在も勤務中の場合は、「現在に至る」にチェックすること。

実務経験(見込)証明書〈個票〉〔施設(事業所)職員用〕(様式 社-4) 記入例

証明権者が記入

※実務経験を有する者は、**実務経験申告書**及び**実務経験(見込)証明書**を必ず提出すること。

証明権者が記入

(様式 社-4)

※記入不要 次 番

実務経験(見込)証明書〈個票〉
〔施設(事業所)職員用〕

ふりがな	きゅうふく たろう	性別	生年月日
氏名	九福 太郎	男・女	0000年 0月 0日 (満 00歳)
施設(事業)種類※1	地域活動支援センター		
施設・事業所の名称	○○○○		
職種※1(名)			

※(1)、(2)いずれかに(☑マークを入れ)、西暦でご記入ください。

☐ (1)上記の者は、0000年 0月 0日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。(0年 0カ月)

☐ (2)上記の者は、0000年 0月 0日から0000年 0月 0日(0年 0カ月)まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。

0000年 0月 0日

〒841-0014

所在地 鳥栖市桜町1449-1

施設・機関名 ○○○○

電話番号 0942 (83) 4483

施設・機関代表者 施設長 九福 花子

※1 『実務経験等に関する参考資料』(P47～)に記載の施設・事業種類及び職種を確認し、記入してください。

(注) 1.上記の記載内容は、「実務経験申告書」(社-3)の記載内容と一致することが必要です。
2.証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

日付も忘れずに記入してもらうこと。

施設・機関の公印を必ず押印してもらうこと。(※代表者の私印は認められません)

『実務経験等に関する参考資料』(P47～)を参照の上、施設種類と職種の組み合わせを一致させて記入すること。

訂正印も代表者の私印ではなく公印を押印すること。

注意事項

- 申告・証明された内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項 第二号の定めにより社会福祉士の登録が取り消されます。
- 入学要件及び実務経験の確認のため、申告された事業所等に照会させていただくこともございますので、事前にご了承ください。

（様式 社-1）

※記入不要	次　　番
実習	無 ・ 240 ・ 180

入 学 願 書

ふりがな 氏名		生年月日	西暦　　年　　月　　日 （満　　歳）	性別	男・女	写　真 ※4cm×3cm 1.正面上半身、脱帽 2.3カ月以内に撮影したもの
現住所	〒　　-					
	TEL　（　　）	携帯　（　　）	メールアドレス			
連絡先	ふりがな 所在地	現住所以外に連絡を希望する場合のみご記入ください（〒　　－　　）				電話（　　） －

勤務先	右記の該当する□に✓マークをいれてください　□ 実習施設（本校のソーシャルワーク実習）　□実習施設以外			
	法人名		施設・事業種類	
	名　称		職　種	
	所在地	〒　　-	電話	－　　－

該当する入学資格に○をつけてください

入学資格	1. 4年制大学等卒業（見込）	→ 「卒業（見込）証明書」を添付。 実務経験のある方は、「実務経験申告書」「実務経験（見込）証明書」も添付。
	2. 3年制短期大学等卒業 ＋ 実務経験1年以上	→ 「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験（見込）証明書」を添付。
	3. 2年制短期大学等卒業 ＋ 実務経験2年以上	→ 「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験（見込）証明書」を添付。
	4. 高等学校卒業 ＋ 実務経験4年以上	→ 「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験（見込）証明書」を添付。

入学資格に関わる学校（卒業証明書を添付する学校）

大　学（　年制） 短期大学（　年制） 高等学校（　年制） 学　校（　年制）	学部 学科	年　月 卒業 ・ 卒業見込

本校の卒業生はご記入ください

卒業学科　　科	卒業年月　　年　月

上記の記載事項は、すべて事実と相違ありません。

年　　月　　日　　氏名

社会福祉士 通信学科

きりとり線

（様式 社-2）

履　歴　書

社会福祉士
通信学科

※西暦でご記入ください

年	月	学歴・職歴を項目別に記入（始期・終期を明確に）
		高等学校卒業

出願者が記入

（様式 社-3）

※記入不要　次　　番

実務経験申告書

九州医療専門学校
校長殿

氏名

〒□□□-□□□□

現住所

TEL　　（　　）

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告します。

記入日：　　年　　月　　日

	施設・事業種類と名称※1	職種※1	期間（西暦でご記入ください）	証明権者名
例	種類 特別養護老人ホーム 名称 ひまわり	生活相談員	2020年 4月 1日～ 年 月 日 ☑現在に至る	理事長 門司 誠一
1	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
2	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
3	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
4	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	
5	種類 名称		年 月 日～ 年 月 日 □現在に至る	

※1 『実務経験等に関する参考資料』（P47～）に記載の施設・事業種類及び職種を確認し、記入してください。

（注）**1.上記の記載内容は、「実務経験（見込）証明書」（社-4または社-5）の記載内容と一致するように、出願者がご記入ください。**
2.証明内容を訂正した場合は、出願者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4.施設のパンフレットがあれば同封してください。

きりとり線

社会福祉士 通信学科

証明権者が記入

（様式 社-4）

※記入不要

次　　番

実務経験（見込）証明書〈個票〉
〔施設（事業所）職員用〕

ふりがな		性別	生年月日
氏　　名		男・女	年　月　日（満　　歳）
施設（事業）種類※1			
施設・事業所の名称			
職　種※1（名）			

※（1）、（2）いずれかに（☑ マークを入れ）、西暦でご記入ください。

□ （1）上記の者は、　　年　月　日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。（　　年　カ月）

□ （2）上記の者は、　　年　月　日から　　年　月　日（　年　カ月）まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。

年　月　日　（この日付時点で計算すること。）

〒□□□-□□□□

所　在　地

施設・機関名

電　話　番　号　（　　）

施設・機関代表者　（公印）

※1 『実務経験等に関する参考資料』（P47～）に記載の施設・事業種類及び職種を確認し、記入してください。

（注）**1.上記の記載内容は、「実務経験申告書」（社-3）の記載内容と一致することが必要です。**
2.証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

きりとり線

社会福祉士 通信学科

証明権者が記入

（様式 社-5）

※記入不要 次　　番

実務経験（見込）証明書〈個票〉〔医療機関職員用〕

ふりがな		性別	生年月日
氏　　名		男・女	年　月　日（満　　歳）
医療機関種類	病　院　・　診　療　所　（該当種類を○で囲んでください。）		
職　種　名 ※1	どちらかの□に✓マークを入れてください。 □ 退院後生活環境相談員　　□ 相談業務を行っている職員		
業務内容	以下の**全ての**相談援助業務を行っている職員。 （ア～エの全てを行っていない場合は証明できません。） ア　患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ　患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ　患者の退院に当たっての社会復帰の相談援助 エ　以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動		

※（1）、（2）いずれかに（☑ マークを入れ）、西暦でご記入ください。

□ （1）上記の者は、　　年　月　日から当医療機関において、上記アからエまでの相談援助業務を行う職員として現在も勤務している者であることを証明します。

□ （2）上記の者は、　　年　月　日から　　年　月　日まで、当医療機関において、上記アからエまでの相談援助業務を行う職員として勤務した者であることを証明します。

年　　月　　日

〒□□□-□□□□

所　在　地

法　人　名

医療機関名

電　話　番　号　（　　）

医療機関代表者　　公印

※1 『実務経験等に関する参考資料』（P51）に記載の施設・事業種類及び職種を確認し、記入してください。

（注）**1.上記の記載内容は、「実務経験申告書」（社-3）の記載内容と一致することが必要です。**
2.証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。

社会福祉士 通信学科

きりとり線

（様式 社-6）

※記入不要

次　　番

紹　介　状

出願者氏名	
生 年 月 日	年　　月　　日

社会福祉士 通信学科

きりとり線

上記の方を貴校の社会福祉士通信学科に紹介いたします。

年　　月　　日

九州医療専門学校　校長殿

紹介者

住　　所	〒
氏　　名	
電 話 番 号	（　　）
本校と紹介者との関係	（注）施設・事業所からのご紹介の場合は、施設又は事業所名と役職をご記入ください。 本校卒業生からのご紹介の場合は、卒業生の卒業学科・卒業年月をご記入ください。 本校在校生からのご紹介の場合は、在籍の学科・学籍番号・学年等をご記入ください。 本校卒業生及び在校生を紹介することはできません。

※必ず願書と同時に提出してください。

（様式 社-7）

※記入不要

次　　番

資格取得申請書

九州医療専門学校
校長殿

社会福祉士
通信学科

受験する学科　社会福祉士通信学科

氏　　名

きりとり線

私は精神保健福祉士の資格を取得していますので、国家資格の登録証の写しを添え、校納金の減免申請をします。

年　　月　　日

（様式 社-8）

※記入不要	次　　番

小 論 文 用 紙

氏 名		生年月日	年　　月　　日（満　　歳）

令和7年度 小論文課題

「私が社会福祉士になって行いたいこと」

評価A	評価B

※700字以上800字以内に横書きでご記入ください。（文字数が足りない場合は減点の対象となります）
※原稿用紙の使い方を守ってご記入ください。（段落の始めは1マス空ける、等）
※必ずボールペン又は万年筆でご記入ください。
※修学資金の申し込みをされる方は、小論文の成績が選考に影響することがあります。
※社会福祉士の説明は不要です。

きりとり線

裏面につづく▶

700

800

きりとり線

精神保健福祉士通信学科

学習の流れ

短期 養成課程

履修内容

- 2025年 4月
- 5月
- 6月
- 7月
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月
- 2026年 1月
- 2月

実習※1

事前指導（2日間）

レポート提出（3レポート）

事業所実習 120時間（又は60時間※2）

医療機関実習 90時間

レポート（全科目必修）

8科目 15レポート

スクーリング※3（講座A・B・Cについて、いずれかの日程で全て必修）

講座A（4日間）

講座B（3日間）

講座C（2日間）

講座A（4日間）

講座B（3日間）

講座B（3日間）

講座C（2日間）

上旬 卒業判定

中旬～下旬 再判定期間 → 卒業

休学・復学 → 次年度卒業

国試対策

オンラインにて、月3～4回程度実施予定

精神保健福祉士 国家試験

一般 養成課程

履修内容

- 2025年 4月
- 5月
- 6月
- 7月
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月
- 2026年 1月
- 2月
- 3月
- 4月
- 5月
- 6月
- 7月
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月
- 2027年 1月
- 2月

実習※1

事前指導（2日間）

レポート提出（3レポート）

事業所実習 120時間（又は60時間※2）

医療機関実習 90時間

レポート（全科目必修）

【前期】17レポート

【後期】13レポート

スクーリング※3（講座A・B・Cについて、いずれかの日程で全て必修）

講座A（4日間）

講座B（3日間）

講座C（2日間）

講座A（4日間）

講座B（3日間）

講座B（3日間）

講座C（2日間）

上旬 卒業判定

中旬～下旬 再判定期間 → 卒業

休学・復学 → 次年度卒業

国試対策

オンラインにて、月3～4回程度実施予定

精神保健福祉士 国家試験

※1 入学前日までに実務経験が一年間以上ある場合には、実習が免除となります。
実務経験についてはP71～をご参照ください。尚、実務経験として算定するためには、就労時間の50％以上が精神障害者を対象とした相談援助業務であり、それらの業務が年間を通じて行われている必要があります。この場合の精神障害者には、①定期的に精神科医療機関を受診している方、②精神障害者保健福祉手帳を取得している方、③精神障害がある障害児および保護者を指します。

※2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得した際に相談援助実習を履修された方については、実習時間が60時間免除されます。その場合には相談援助実習の履修を証明するための成績証明書等の提出が必要です。

※3 スクーリングの時期は1か月程度前後することがあります。

精神保健福祉士の資格要件

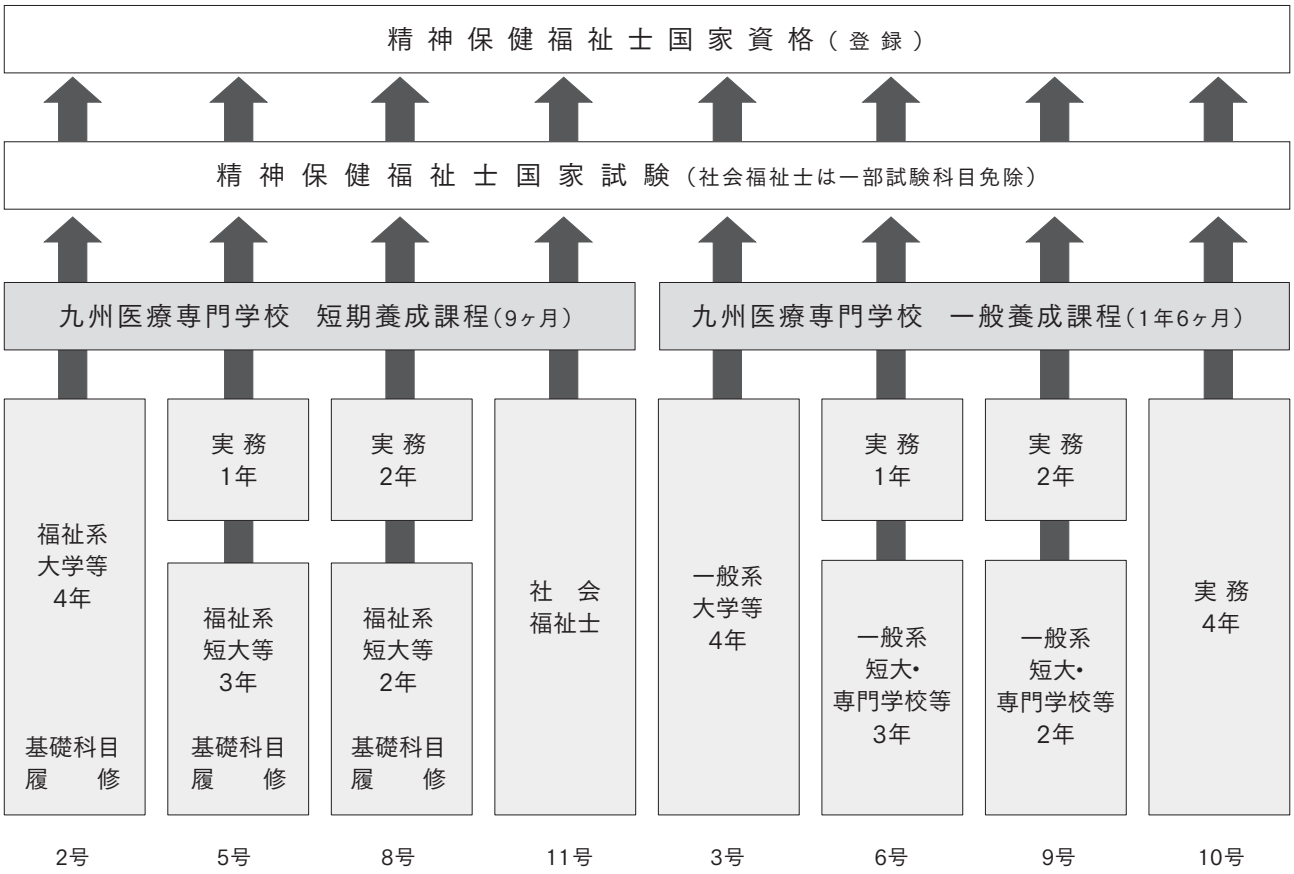

出願書類

■ 全出願者の提出書類

書類名	様式	備考
入学願書	様式 精-1	写真貼付（縦4cm×横3cm）
履歴書	様式 精-2	（様式 精-1）の裏　※欄が不足の際は別紙を添付してください。
受験料振込証明書	様式A-共通（別紙）	・受験料は5,000円です。（Wスクールの場合は10,000円です） ・別紙の振込用紙で最寄の銀行より振込み、「受験料振込証明書（提出用）」を提出してください。 ・ATMやネットバンキングからのお支払いも可能です。その場合、振込者名の前に学科コードを入力してください。振込控え等の証明書に代わるものを「受験料振込証明書（提出用）」に貼付して提出してください。
入試結果通知用封筒	―	・速達料金分の切手（重さ50gまで+速達料金）貼付、返送先記入。 ・封筒の「様」は消さないでください。 ・ご自身で準備される場合は、長形3号封筒にてお願いします。
小論文	様式 精-6	小論文課題　『 精神保健福祉士の役割について 』 ボールペン又は万年筆で記入 ※題名は書かずに所定の用紙に横書きで自分の考えを700字以上800字以内で記述してください。

■ 該当者のみ提出する書類

●：必ず提出　▲：該当者のみ提出

	出願資格 / 提出書類	短期養成課程			一般養成課程			備考
		福祉系大学等卒業	福祉系短大等卒業＋実務経験	社会福祉士	一般系大学等卒業	一般系短大等卒業＋実務経験	実務経験	
入学要件に関する書類	卒業証明書	●	●		●	●		
	社会福祉士登録証の写し			●				登録年月日が令和7年3月31日までであること
	成績証明書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	社会福祉士の受験資格を有する人のうち、実務経験が無い場合に提出
	基礎科目履修証明書(様式 精7)	●	●					
	実務経験申告書(様式 精-3) ※施設パンフレットを添付	▲	●	▲	▲	●	●	実務経験のある方のみ提出
	実務経験証明書(様式 精-4)	▲	●	▲	▲	●	●	実務経験のある方のみ提出
KACサポート利用書類	紹介状(様式 精-5)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
その他	戸籍抄本等	▲	▲	▲	▲	▲	▲	各種証明書が旧姓の方のみ

ご自身の実務経験が厚生労働省の指定する相談援助業務(P63～)に該当するかどうかご不明な場合は、事前に学科までご連絡ください。

■ 卒業(見込)証明書、成績証明書について

・卒業証書の写しではなく、学校が発行する証明書をご提出ください。
・証明書は6ヶ月以内に発行された原本をご提出ください。
・証明書の姓名が現在と異なる場合には、そのことを証明できる書類(戸籍抄本等)を添付してください。
・成績証明書については、社会福祉士の受験資格を取得した学校のものをご提出ください。

■ 基礎科目履修証明書について(短期養成課程のみ)

・履修した学校からの証明書が必要です。
・様式精7-1～精7-4をご確認いただき、該当する入学年度の様式にてご提出ください。

基礎科目

● 令和3年4月以降の入学者

1．医学概論
2．心理学と心理的支援
3．社会学と社会システム
4．社会福祉の原理と政策
5．地域福祉と包括的支援体制
6．社会保障
7．障害者福祉
8．権利擁護を支える法制
9．刑事司法と福祉
10．社会福祉調査の基礎
11．ソーシャルワークの基盤と専門職
12．ソーシャルワーク演習

● 平成24年4月から令和3年3月までの入学者

1．人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2．現代社会と福祉
3．地域福祉の理論と方法
4．社会保障
5．低所得者に対する支援と生活保護制度
6．福祉行財政と福祉計画
7．保健医療サービス
8．権利擁護と成年後見制度
9．障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10. 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
11. 精神保健福祉援助演習(基礎)

● 平成21年4月から平成24年3月までの入学者

1．人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2．社会保障
3．低所得者に対する支援と生活保護制度
4．福祉行財政と福祉計画
5．保健医療サービス
6．権利擁護と成年後見制度
7．精神保健福祉援助技術総論

● 平成21年3月までの入学者

1．社会福祉原論
2．社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
3．精神保健福祉援助技術総論
4．医学一般
5．心理学、社会学、法学のうち1科目

校納金

	入学金	授業料	スクーリング受講料	実習		合計
				時間数	実習費	
短期養成課程	2万円	14万円	6万円	–	–	22万円
				150時間	6万円	28万円
				210時間	11万円	33万円

	入学金	授業料	スクーリング受講料	実習		合計
				時間数	実習費	
一般養成課程	2万円	22万円	7万円	–	–	31万円
				150時間	6万円	37万円
				210時間	11万円	42万円

※別途**テキスト代（令和6年度：短期養成課程 28,930円、一般養成課程 63,690円）**がかかります。
※実習時間数についてはP21の※2をご参照ください。

■ 校納金の取り扱いについて

①やむなく入学を辞退される場合、3月31日17時までに入学辞退手続きを完了された場合に限り、入学金を除き返還します。（辞退される場合は書面で辞退届を提出してください）
②一括納入ができない場合を含めご不明な点は、お問い合わせください。（下記をご参照ください。）

各種制度　入学手続時にご利用できます

名称	対象者	申込方法	免除額
紹介受験制度	勤務先などの各機関長・施設長及び本校関係者からの紹介を受けた方	入学願書（様式精-1）とともに紹介状（様式精-5）を提出	授業料より 1万円
Wスクール制度	社会福祉士通信学科と精神保健福祉士通信学科の同時入学をされる方	2学科とも全ての書類を提出	社会福祉士通信学科の授業料より 3万円
卒業生免除制度	本校を卒業された方	入学願書（様式精-1／卒業生欄）に記入	授業料より 1万円
実習施設特別割引	実習施設に勤務されている方	入学願書（様式精-1）の勤務先欄に☑マークを入れてください。出願時にチェックを入れた方のみ申込を受付します。	授業料より 短期 3万円 一般 4万円

※上記制度は重複して適用されません。重複して申込された場合は、免除額の高い方を適用します。

学費サポート

名称	利用できる納付金	利用金額	返済方法	手数料
オリコ学費サポートプラン	入学金／授業料／実習費／スクーリング受講料／教科書代等	10万円以上 500万円以内	①通常払　②ステップアップ払　③親子リレー払	4.1% （固定）
	問合せ　オリエントコーポレーション 学費サポートデスク　0120-517-325　https://www.orico.tv/gakuhi			

※上記のオリコ学費サポートプランに該当されない方に対して、「校納金分割」をご紹介しております。

専門実践教育訓練給付制度

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。詳しくはハローワークホームページをご参照ください。

給付要件 ※詳細についてはハローワークへお問い合わせください。	・受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間（同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等として雇用された期間）が3年以上あること ・受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること ・前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していること など、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者又は被保険者であった方
給付額	・教育訓練経費の50％（年間上限40万円） ・受講修了後1年以内に資格を取得し、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合には、教育訓練経費の20％を追加給付

（ハローワークのホームページより）

◎対象講座

講座名	令和7年4月入学者への適用について
一般養成課程（210時間実習）	適用について申請中　※申請結果は令和6年8月上旬頃までに確定する見込みです。
一般養成課程（実習なし）	適用あり
短期養成課程（210時間実習）	
短期養成課程（150時間実習）	
短期養成課程（実習なし）	

◎給付金受給までの流れ

- ハローワーク 確認・相談
  - ★支給要件照会
  - ★キャリアコンサルティングの実施
- 本校入試 合格
- ハローワーク 申請（受講開始日の2週間前までに）
  - ★受給資格確認申請
  - ★必要書類の提出
- 本校入学 受講中（ハローワークに6ヶ月ごとに申請）
  - ★6ヶ月ごとに受給
- 卒業（資格取得）（ハローワークに1ヶ月以内に申請）
- 就職（1年以内）
  - ★追加給付の申請

◎給付額の例

● 精神保健福祉士通信学科 一般養成課程 ＜210時間実習＞（各種制度の通用がない場合）

修業年限	受講費用①	教育訓練経費②	給付額③（②×50%）	給付額④（②×20%）	給付額合計⑤（③+④）	自己支出額（①−⑤）
1年6ヶ月	483,690円	420,000円	210,000円	84,000円	294,000円	189,690円

①の内訳：入学金、授業料、スクーリング受講料、実習費、テキスト代（令和6年度：63,690円）
②の内訳：入学金、授業料、スクーリング受講料、実習費
③は在校中に給付、④は資格取得後、雇用保険に加入した場合に給付

教育訓練経費②の額により給付額は異なります。

提出書類一覧

自筆で、ボールペン又は万年筆でご記入ください。

精神保健福祉士通信学科

●入学願書 記入例・実務経験申告書 記入例 …… P27
●実務経験証明書〈個票〉記入例 …… P28
■入学願書 …… （様式 精-1）
■履歴書 …… （様式 精-2）
■実務経験申告書 …… （様式 精-3）
■実務経験証明書〈個票〉 …… （様式 精-4）
■紹介状 …… （様式 精-5）
■小論文用紙 …… （様式 精-6）
■精神保健福祉士基礎科目履修（見込）証明書 ※短期養成課程のみ
①平成21年3月までの入学者 …… （様式 精7-1）
②平成21年4月から平成24年3月までの入学者 …… （様式 精7-2）
③平成24年4月から令和3年3月までの入学者 …… （様式 精7-3）
④令和3年4月以降の入学者 …… （様式 精7-4）
■受験料振込証明書提出用紙 …… （様式 A-共通）

※巻末の折込み用紙をご参照ください。社会福祉士と共通です。
※下記の学科コードは、巻末の折込み用紙の取り扱い下部にも記載しております。

学科コードはお間違えないように必ず記入してください

学科コード				
精神保健福祉士通信学科 <短期養成課程>	014	Wスクールの方	013
精神保健福祉士通信学科 <一般養成課程>	012		

※入学願書等出願関係書類にご記入いただいた個人情報は、入学選考のみに使用し、それ以外の使用及び第三者に提供することはいたしません。
※書類等は返却いたしませんのでご了承ください。

提出書類は、本校ホームページからダウンロードすることもできます。

https://www.kac.ac.jp くわしい情報はホームページで!! KAC アカデミー 検索

入学要件・実務経験・入試・校納金に関する お問い合わせ

0120-83-2255

※ご記入の前にP28下の【注意事項】を必ずご確認ください。

入学願書（様式 精-1）記入例

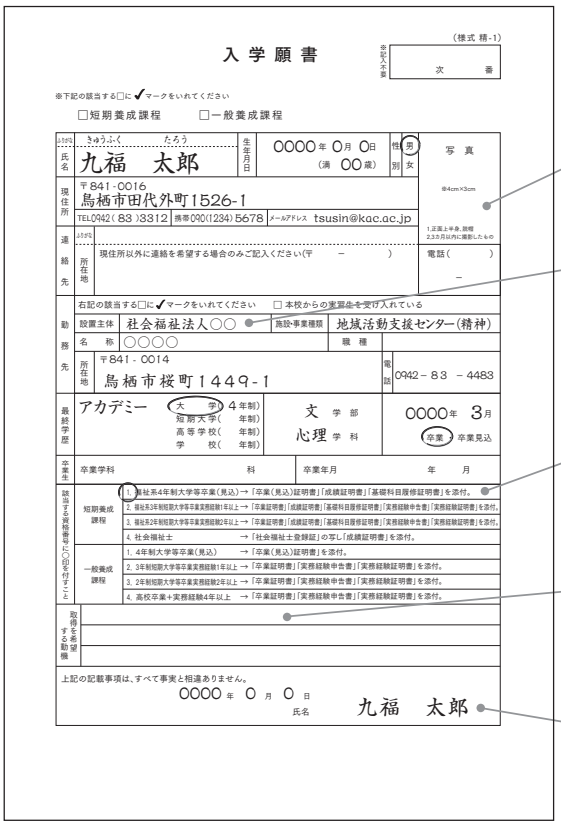

（様式 精-1）

入学願書

※記入不要 次　番

※下記の該当する□に✓マークをいれてください

□短期養成課程　□一般養成課程

ふりがな / 氏名	きゅうふく　たろう / 九福　太郎	生年月日	0000年0月0日（満00歳）
性別	男・女	写真	※4cm×3cm 1.正面上半身、脱帽 2.3カ月以内に撮影したもの
現住所	〒841-0016 鳥栖市田代外町1526-1		
	TEL0942（83）3312 携帯090(1234)5678 メールアドレス tsusin@kac.ac.jp		
連絡先	ふりがな / 現住所以外に連絡を希望する場合のみご記入ください（〒　－　）	電話（　）－	

勤務先	右記の該当する□に✓マークをいれてください　□ 本校からの実習先を受け入れている		
	設置主体：社会福祉法人○○	施設・事業種類：地域活動支援センター（精神）	
	名称：○○○○	職種：	
	所在地：〒841-0014 鳥栖市桜町1449-1	電話：0942－83－4483	
最終学歴	アカデミー　大学（4年制）／短期大学（　年制）／高等学校（　年制）／学校（　年制）	文学部 心理学科	0000年3月 卒業・卒業見込
卒業生	卒業学科　科	卒業年月　年　月	

該当する資格番号に○印を付すこと	短期養成課程	1. 福祉系4年制大学等卒業（見込）→「卒業（見込）証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」を添付。
		2. 福祉系3年制短期大学等卒業実務経験1年以上→「卒業証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		3. 福祉系2年制短期大学等卒業実務経験2年以上→「卒業証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		4. 社会福祉士　→「社会福祉士登録証」の写し「成績証明書」を添付。
	一般養成課程	1. 4年制大学等卒業（見込）　→「卒業（見込）証明書」を添付。
		2. 3年制短期大学等卒業実務経験1年以上→「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		3. 2年制短期大学等卒業実務経験2年以上→「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		4. 高校卒業＋実務経験4年以上　→「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
取得を希望する動機		

上記の記載事項は、すべて事実と相違ありません。

0000年0月0日

氏名　九福　太郎

写真はのり付けすること。

法人名を記入すること。

該当する受験資格に○を付けること。

資格取得を希望する動機について、必ず記入すること。
（※合否判定の参考にいたします）

本人が記入すること。

実務経験申告書（様式 精-3）記入例

出願者が記入

（様式 精-3）

実務経験申告書

※記入不要 次　番

九州医療専門学校
校長殿

氏名

〒□□□-□□□□

現住所

TEL（　）

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、実習経験証明書（様式 精-4）を添えて、申告します。

年　月　日

	実務経験の内容		期間	施設・機関代表者
例	施設・事業所の名称	○○病院	2020年4月1日～	理事長
	施設・事業種類※1	精神科病院	年　月　日	○○○○
	具体的な職種※1	相談員	☑現在に至る	
1	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
2	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
3	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
4	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
5	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	

※1 P71～に記載の施設・事業種類及び具体的な職種を確認し、記入してください。

（注）1.上記の記載内容は、「実務経験証明書（様式 精-4）」の記載内容と一致するように、出願者がご記入ください。
2.証明内容を訂正した場合は、出願者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4.施設のパンフレットを同封してください。

出願者が記入

※実務経験を有する者は、**実務経験申告書**及び**実務経験証明書**を必ず提出すること。また、施設のパンフレットを同封のこと。

必ず、記入すること。

記載内容について、実務経験証明書（様式 精-4）と一致させること。
また、施設・事業種類及び具体的な職種については、P71～に記載されていることを確認すること。

実務経験証明書〈個票〉(様式 精-4) 記入例

※用紙が不足する場合はコピーしてご使用ください。

証明権者が記入

(様式 精-4)

※記入不要 次 番

実務経験証明書〈個票〉

ふりがな	きゅうふく　たろう	性別	生年月日
氏名	九福　太郎	男・女	0000年 0月 0日 (満00歳)
施設・事業所の名称	○○○○		
施設・事業種類※1	地域活動支援センター		
具体的な職種※1			
業務内容	以下に該当する業務が、年間を通じた業務時間の概ね5割以上である。 ①精神障害者の円滑な社会復帰に資する各種の情報提供 ②精神障害者の住居や就労の場の選択肢についての助言、提案 ③精神障害者が社会生活に適応するための訓練 ④個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援 ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 ※児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児及び精神障害者である保護者の双方に対する①―⑤の業務を含む		
業務開始日 (西暦でご記入ください)	0000 年 0 月 0 日		
業務終了日 (西暦でご記入ください)	0000 年 0 月 0 日 □ 現在に至る		

上記の通り、実務経験を有することを証明する

0000 年 0 月 0 日

〒 8 4 1 - 0 0 1 4

所在地 鳥栖市桜町1449-1

施設・機関名 ○○○○

電話番号 0942 (83) 4483

施設・機関代表者 施設長　九福　花子

※1 P71～に記載の施設・事業種類及び具体的な職種を確認し、記入してください。

(注) 1. 上記の記載内容は、「実務経験申告書(様式 精-3)」の記載内容と一致する必要があります。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 総合病院や診療所に勤務されている方は、施設・機関名の横に「精神科若しくは心療内科標榜」とご記入ください。

証明権者が記入

※実務経験を有する者は、実務経験申告書及び実務経験証明書を必ず提出すること。

P71～を参照の上施設種類と職種の組み合わせを一致させて記入すること。

日付も忘れずに記入してもらうこと。

施設・機関の公印を必ず押印してもらうこと。
(※代表者の私印は認められません)

訂正印も代表者の私印ではなく公印を押印すること。

注意事項

●申告・証明された内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「精神保健福祉士法」第32条 第1項 第二号の定めにより精神保健福祉士の登録が取り消されます。

●入学要件及び実務経験の確認のため、申告された事業所等に照会させていただくこともございますので、事前にご了承ください。

（様式 精-1）

入 学 願 書

※記入不要

次　　番

※下記の該当する□に✔マークをいれてください

□短期養成課程　　□一般養成課程

ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日 （満　　歳）	性別	男・女	写　真 ※4cm×3cm 1.正面上半身、脱帽 2.3カ月以内に撮影したもの
現住所	〒　　- TEL　（　　）　携帯　（　　）　メールアドレス					
連絡先	ふりがな 所在地	現住所以外に連絡を希望する場合のみご記入ください（〒　　－　　）				電話（　　） －
勤務先	右記の該当する□に✔マークをいれてください　□ 本校からの実習生を受け入れている					
	設置主体		施設・事業種類			
	名　称		職　種			
	所在地	〒　　-	電話	－　－		
最終学歴	大　学（　年制） 短期大学（　年制） 高等学校（　年制） 学　校（　年制）	学部 学科	年　月 卒業・卒業見込			
卒業生	卒業学科　　科	卒業年月　　年　月				

該当する資格番号に○印を付すこと	短期養成課程	1. 福祉系4年制大学等卒業（見込）→「卒業（見込）証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」を添付。
		2. 福祉系3年制短期大学等卒業実務経験1年以上 →「卒業証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		3. 福祉系2年制短期大学等卒業実務経験2年以上 →「卒業証明書」「成績証明書」「基礎科目履修証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		4. 社会福祉士 →「社会福祉士登録証」の写し「成績証明書」を添付。
	一般養成課程	1. 4年制大学等卒業（見込） →「卒業（見込）証明書」を添付。
		2. 3年制短期大学等卒業実務経験1年以上 →「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		3. 2年制短期大学等卒業実務経験2年以上 →「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。
		4. 高校卒業＋実務経験4年以上 →「卒業証明書」「実務経験申告書」「実務経験証明書」を添付。

取得を希望する動機	

上記の記載事項は、すべて事実と相違ありません。

年　　月　　日

氏名

きりとり線

精神保健福祉士
通信学科

（様式 精-2）

履　歴　書

※西暦でご記入ください

年	月	学歴・職歴を項目別に記入（始期・終期を明確に）
		高等学校卒業
取得年	月	資格・免許

本校を知った情報源についてご記入ください（該当するものに〇）	大学の先生（　　） 本校卒業生（　　） 本校ホームページ（　　） 情報雑誌（雑誌名　　） 新聞（　　新聞）	家族（　　）　友人・知人（　　） 電車広告（　　）　TV（　　）　看板（　　） 職場に届いたパンフレット（　　） その他（　　）

※記入欄が足りない場合は、別紙に記入し添付してください。

ご協力ありがとうございました。

精神保健福祉士
通信学科

きりとり線

出願者が記入

（様式 精-3）

※記入不要　次　　番

実務経験申告書

九州医療専門学校
校長殿

氏名

〒□□□-□□□□

現住所

TEL　　（　　）

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、実習経験証明書（様式 精-4）を添えて、申告します。

年　月　日

実務経験の内容			期間	施設・機関代表者
例	施設・事業所の名称	○○病院	2020年4月1日～	理事長
	施設・事業種類※1	精神科病院	年　月　日	○○○○
	具体的な職種※1	相談員	☑現在に至る	
1	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
2	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
3	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
4	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	
5	施設・事業所の名称		年　月　日～	
	施設・事業種類		年　月　日	
	具体的な職種		□現在に至る	

※1 P71～に記載の施設・事業種類及び具体的な職種を確認し、記入してください。

（注）**1.上記の記載内容は、「実務経験証明書（様式 精-4）」の記載内容と一致するように、出願者がご記入ください。**
2.証明内容を訂正した場合は、出願者の印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3.本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4.施設のパンフレットを同封してください。

きりとり線

精神保健福祉士
通信学科

※用紙が不足する場合はコピーしてご使用ください。

証明権者が記入

（様式 精-4）

※記入不要　次　　番

実務経験証明書〈個票〉

ふりがな		性別	生年月日
氏　　名		男・女	年　月　日 （満　　歳）
施設・事業所の名称			
施設・事業種類※1			
具体的な職種※1			
業務内容	以下に該当する業務が、年間を通じた業務時間の概ね5割以上である。 ①精神障害者の円滑な社会復帰に資する各種の情報提供 ②精神障害者の住居や就労の場の選択肢についての助言、提案 ③精神障害者が社会生活に適応するための訓練 ④個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援 ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 ※児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児及び精神障害者である保護者の双方に対する①～⑤の業務を含む		
業務開始日（西暦でご記入ください）	年　月　日		
業務終了日（西暦でご記入ください）	年　月　日 □ 現在に至る		

上記の通り、実務経験を有することを証明する

年　月　日

〒□□□-□□□□

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設・機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 （　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設・機関代表者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 公印

※1 P71～に記載の施設・事業種類及び具体的な職種を確認し、記入してください。

（注）1. 上記の記載内容は、「実務経験申告書（様式 精-3）」の記載内容と一致する必要があります。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 総合病院や診療所に勤務されている方は、施設・機関名の横に「精神科若しくは心療内科標榜」とご記入ください。

きりとり線

精神保健福祉士 通信学科

（様式 精-5）

※記入不要	次　　番

紹　介　状

出願者氏名	
生 年 月 日	年　　月　　日

上記の方を貴校の精神保健福祉士通信学科に紹介いたします。

年　　月　　日

九州医療専門学校　校長殿

紹介者

住　　所	〒
氏　　名	
電 話 番 号	（　　）
本校と紹介者との関係	（注）施設・事業所からのご紹介の場合は、施設又は事業所名と役職をご記入ください。 本校卒業生からのご紹介の場合は、卒業生の卒業学科・卒業年月をご記入ください。 本校在校生からのご紹介の場合は、在籍の学科・学籍番号・学年等をご記入ください。 本校卒業生及び在校生を紹介することはできません。

※必ず願書と同時に提出してください。

きりとり線

精神保健福祉士 通信学科

（様式 精-6）

※記入不要

次　　番

小論文用紙

氏名		生年月日	年　月　日（満　歳）
受験する学科 ※右記の該当する□に✓をいれてください		□短期養成課程	□一般養成課程

課題

「精神保健福祉士の役割について」

評価A	評価B	総合

※700字以上800字以内に横書きでご記入ください。（文字数が足りない場合は減点の対象となります）
※原稿用紙の使い方を守ってご記入ください。（段落の始めは1マス空ける、等）
※必ずボールペン又は万年筆でご記入ください。

きりとり線

精神保健福祉士 通信学科

裏面につづく▶

700

800

きりとり線

①平成21年3月までの入学者

（様式 精7-1）

精神保健福祉士基礎科目履修証明書

【基礎科目】精神保健福祉士法第7条第2号・平成10年厚生省告示第9号

ふりがな			生年月日	
氏名			年　月　日生	
学部・学科			学籍番号	
入学年月	年　月	卒業年月	年　月	

	科目名	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	社会福祉原論			
2	社会保障論			
	公的扶助論			
	地域福祉論			
3	精神保健福祉援助技術総論			
4	医学一般			
5	心理学			
	社会学			
	法学			

（注）1　履修した科目は「履修」と記入。
　　2　読替認定年月日の欄について、読替通知の範囲の場合は、「読替通知の範囲」と記入。
　　3　上記科目の「2」「5」については、それぞれいずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を修めたことを証明します。

年　　月　　日

所　在　地

大　学　等　名

大学等代表者氏名

きりとり線

②平成21年4月から平成24年3月までの入学者

（様式 精7-2）

精神保健福祉士基礎科目履修証明書

【基礎科目】精神保健福祉士法第7条第2号・平成20年厚生労働省告示第308号

ふりがな			生年月日	
氏名			年　月　日生	
学部・学科			学籍番号	
入学年月	年　月	卒業年月	年　月	

	科目名	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病			
	心理学理論と心理的支援			
	社会理論と社会システム			
2	社会保障			
3	低所得者に対する支援と生活保護制度			
4	福祉行財政と福祉計画			
5	保健医療サービス			
6	権利擁護と成年後見制度			
7	精神保健福祉援助技術総論			

（注）1　履修した科目は「履修」と記入。
　　2　読替認定年月日の欄について、読替通知の範囲の場合は、「読替通知の範囲」と記入。
　　3　上記科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を修めたことを証明します。

年　月　日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

きりとり線

③平成24年4月以降の入学者

（様式 精7-3）

精神保健福祉士基礎科目履修（見込）証明書

【基礎科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号）

ふりがな			生年月日	
氏名			年　月　日生	
学部・学科			学籍番号	
入学年月	年　月	卒業（見込）年月	年　月	

	科目名	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	人体の構造と機能及び疾病			
	心理学理論と心理的支援			
	社会理論と社会システム			
2	現代社会と福祉			
3	地域福祉の理論と方法			
4	社会保障			
5	低所得者に対する支援と生活保護制度			
6	福祉行財政と福祉計画			
7	保健医療サービス			
8	権利擁護と成年後見制度			
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度			
10	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）			
11	精神保健福祉援助演習（基礎）			

（注）1　履修した科目は「履修」と記入。
　　2　読替認定年月日の欄について、読替通知の範囲の場合は、「読替通知の範囲」と記入。
　　3　上記科目の「1」については、いずれか1科目を履修すればよい。

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を修めた（修める見込である）ことを証明します。

年　月　日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

きりとり線

④令和3年4月以降の入学者

（様式 精7-4）

精神保健福祉士基礎科目履修（見込）証明書

【基礎科目】精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令

ふりがな			生年月日	
氏名			年　月　日生	
学部・学科			学籍番号	
入学年月	年　月	卒業（見込）年月	年　月	

	科目名	履修状況	大学等において指定科目を読み替えている開講科目名	読替認定年月日及び番号等
1	医学概論			
2	心理学と心理的支援			
3	社会学と社会システム			
4	社会福祉の原理と政策			
5	地域福祉と包括的支援体制			
6	社会保障			
7	障害者福祉			
8	権利擁護を支える法制度			
9	刑事司法と福祉			
10	社会福祉調査の基礎			
11	ソーシャルワークの基盤と専門職			
12	ソーシャルワーク演習			

（注）1　履修した科目は「履修」と記入。
2　読替認定年月日の欄について、読替通知の範囲の場合は、「読替通知の範囲」と記入。
3　上記科目の「12」について、社会福祉に関する科目を定める省令第一条第二十号を履修した者については、「免除」と記入

上記の者は、当大学等において、上記基礎科目を修めた（修める見込である）ことを証明します。

年　月　日

所在地

大学等名

大学等代表者氏名

きりとり線

実務経験等に関する参考資料

● 社会福祉士通信学科／ P47 ～ 62　● 精神保健福祉士通信学科／ P63 ～ 73

●社会福祉士通信学科　入学要件について

1 実務経験一覧表

（様式 社-3）（様式 社-4）（様式 社-5）への記入は、この一覧表を見て正確にご記入ください。

この表は本校が独自に作成した略表です。入学申し込みにあたっては、必ず53～60ページに掲載されている 2 「指定施設における相談援助業務の範囲」もご確認ください。

令和6年度の追加分は発表され次第、本校ホームページに掲載します。

指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

施設・事業種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種
高齢者分野			
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設（指定地域密着型介護老人福祉施設を含む）	生活相談員、介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		介護老人保健施設	支援相談員、介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		介護医療院（指定介護療養型医療施設）	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）、生活相談員
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等） ※認知症初期集中支援推進事業を除く
		指定通所介護を行う施設	生活相談員
		基準該当通所介護を行う施設	
		指定介護予防通所介護を行う施設	
		基準該当介護予防通所介護を行う施設	
		介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く。	
		指定短期入所生活介護を行う施設	生活相談員
		基準該当短期入所生活介護を行う施設	
		指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
		基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設	
		介護保険の適用外の老人福祉法による老人短期入所事業を含む。老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。	
		指定通所リハビリテーションを行う施設	支援相談員
		指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
		指定短期入所療養介護を行う施設	
		指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
		介護老人保健施設において実施されているものに限る。	
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
		指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
		指定認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
		指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
		介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く。	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設		
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		生活相談員、介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	居宅介護支援事業を行っている事業所		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護予防支援事業を行っている事業所・第一号介護予防支援事業所		担当職員
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設		生活相談員、計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設		
	指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設		

施設・事業種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種
高齢者分野			
老人福祉法	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）		生活相談員
老人福祉法	軽費老人ホーム［軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウス］		生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
老人福祉法	老人福祉センター（特A型、A型、B型）		相談・指導を行う職員
老人福祉法	老人短期入所施設・老人デイサービスセンター		生活相談員、相談指導員
老人福祉法	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員
その他	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）		生活援助員
その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業）		相談援助業務を行っている生活援助員
その他	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員
その他	有料老人ホーム（老人福祉法）		生活相談員
その他	高齢者総合相談センター		相談援助業務を行っている相談員
障害者分野			
障害者総合支援法	障害者支援施設		生活支援員（※1）、就労支援員、サービス管理責任者
障害者総合支援法	地域活動支援センター		指導員（※1）
障害者総合支援法	福祉ホーム		管理人
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護を行う施設、自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	生活支援員（※1）、サービス管理責任者
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設	就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	生活支援員（※1）、就労支援員、サービス管理責任者
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設	就労継続支援を行う施設（A型、B型）	生活支援員（※1）、サービス管理責任者
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
障害者総合支援法	相談支援事業を行う施設（一般も特定も）		相談支援専門員
障害者総合支援法	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設［肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者厚生施設］身体障害者療護施設・身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（※1）、指導員
障害者総合支援法	身体障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員
障害者総合支援法	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）、精神障害者福祉工場	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
障害者総合支援法	精神障害者社会復帰施設	精神障害者福祉ホーム	管理人
障害者総合支援法	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）、知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）、知的障害者通勤寮	生活支援員（※1）
障害者総合支援法	点字図書館		相談援助業務を行っている職員
障害者総合支援法	聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員
障害者総合支援法	【注意事項】（※1）「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません（介護福祉士国家試験のみ受験できます）。		

施設・事業種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者分野			
障害者総合支援法	障害者福祉サービス事業	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
		療養介護を行う施設	
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設〔法改正前分を含む〕	
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕	
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援を行っている施設	
		日中一時支援を行っている施設	
		経過的デイサービス事業を行っている施設(平成19年3月まで)	
		経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(平成19年3月まで)	
		精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	
		障害者相談支援事業を行っている施設	
		障害児等療育支援事業を行っている施設	
		高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
		アウトリーチ事業	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士等を除く)
		精神障害者地域移行・地域密着支援事業	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター(A型、B型)、在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター、障害者更生センター))		身体障害者に関する相談に応ずる職員
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員、 精神保健福祉士、 精神科ソーシャルワーカー、 心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
その他	発達障害者支援センター(発達障害者支援法)		相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
	広域障害者職業センター	(障害者雇用促進法)	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
	障害者雇用支援センター		職業準備訓練、必要な助言その他の援助、職業生活における自立を図るために必要な業務を行う職員
	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者
	第1号職場適合援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人		第1号職場適合援助者育成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員で職場適応援助を行っている者
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみ園」		相談援助業務を行っている指導員、相談援助業務を行っているケースワーカー
	知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童分野		
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員(※2)、保育士(※3)
	母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員(少年を指導する職員)、個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員(※2)、保育士(※3)、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
	児童心理治療施設	児童指導員(※2)、保育士(※3)、個別対応職員、家庭支援専門員
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
	児童家庭支援センター	福祉に関する相談・助言を行う職員 注:児童福祉最低基準第88条の3第1項に規定する職員
	障害児入所施設 障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)	児童指導員(※2)、保育士(※3)、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員
	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く)	児童指導員、保育士(※3)、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員、指導員
	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
	乳児院	児童指導員(※2)、保育士(※3)、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支援、国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)	児童指導員(※2)及び保育士
	知的障害児施設	
	自閉症児施設(第一種、第二種)	
	知的障害児通園施設盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 ●児童福祉法第19条の22に基づくもの ●「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」に基づくもの	少児慢性特定疾病児童等自立支援員
	利用者支援事業(全ての業務を実施する利用者支援事業基本型に限る)	相談援助業務を行っている職員
	児童自立生活援助事業を行っている施設	
	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 ●児童福祉法第6条の3第6項に基づくもの ●「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に基づくもの ●「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」に基づくもの	
	短期入所生活支援(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業 〔児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において実施する事業〕	
	地域子育て支援センター事業を行っている施設	
	子ども家庭総合支援拠点	
	児童デイサービス事業を行っている施設	(自立支援法改正前の)相談援助業務を行っている職員
	早期家庭復帰支援を行う乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	家庭支援専門相談員
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員(※2)、保育士(※3)
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所 (医療的ケア児等総合支援事業に基づくもの)	医療的ケア児等コーディネーター
	【注意事項】(※2)「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません(介護福祉士国家試験のみ受験できます)。 (※3)「保育士」のうち「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません(介護福祉士国家試験のみ受験できます)。	
母子健康法	母子健康包括支援センター	(法22条第2項第2号に規定する)母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	(法17条の2に規定する)産後ケア事業を実施する施設	法17条に規定する相談に応ずる職員
その他	地域若者サポートステーション (厚生労働省委託地域若者サポートステーション事業に基づくもの)	相談援助業務を行っている職員
	子ども・若者総合相談センター(内閣府政策統括官決定に基づくもの)	
	心身障害児総合通園センター	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー 注)「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」に基づく事業 注)「教育支援体制整備事業補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」に基づく事業
	ひとり親家庭のための「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員

施設・事業種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
その他		
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)、身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)、知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)、老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)、現業員、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、就労支援員、被保護者就労支援員
	安心生活基盤構築事業(都道府県社会福祉協議会において実施する事業)	専門員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行っている施設(福祉事務所)	母子・父子自立支援プログラム策定員
	都道府県社会福祉協議会(「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」日常生活自立支援事業実施要領5(1)に基づくもの)	専門員
		相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会(「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」日常生活自立支援事業実施要領5(1)に基づくもの)	専門員
		相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会(「社会福祉協議会活動の強化について」に基づく)	福祉活動専門員
		相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)
生活保護法	救護施設・更正施設	生活指導員
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
	宿所提供施設	
	被保護者就労支援事業所	就労支援員
	自立支援プログラム策定実施推進事業に規定する就労支援事業所	就労支援員
	日常生活支援住居施設(法第30条に規定)	生活支援員、生活支援提供責任者
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員(精神障害に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神保健福祉士(精神障害に関する相談援助業務を行っている職員)
		心理判定員、精神科ソーシャルワーカー(精神障害に関する相談援助業務を行っている職員)
医療法	病院・診療所	・退院後生活環境相談員 ・相談援助業務を行っている職員 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
売春防止法	婦人相談所	相談指導員、判定員(心理・職能判定員)、婦人相談員
	婦人保護施設	入所者を指導する職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
公共職業安定所(職業安定法)		精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、雇用トータルサポーター(大学等支援分)
住まい対策拡充等支援事業に基づく自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業所		主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員
生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業所、生活困窮者家計改善支援事業所、家計相談支援事業所		
隣保館		相談業務を行っている指導職員
社会的包摂・「絆」再生事業、地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業、被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分)、地域支え合い体制づくり事業に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助を行っている職員
成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において放置される中核機関		相談援助業務を行っている職員
ひきこもり地域支援センター(生活困窮者自立相談支援事業に基づくもの)		ひきこもり支援コーディネーター、相談援助業務を行っている専任の職員
刑事施設・少年院・少年鑑別所		刑務官、法務教官、法務技官(心理)、福祉専門官
家庭裁判所		家庭裁判所調査官
地方更生保護委員会		保護観察官、社会復帰調整官
保護観察所		保護観察官
更生保護施設		補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員
配偶者暴力相談支援センター		婦人相談員

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
その他	
労災特別介護施設(財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する施設)	相談援助業務を行っている指導員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
地域生活定着支援センター(生活困窮者自立相談支援事業に基づくもの)	相談援助業務を行っている職員
難病相談支援センター	難病相談支援員
雇用保険二事業助成金制度に基づく 訪問型職場適応援助促進成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員(48ページ※1)、生活指導員(48ページ※1)
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
知的障害者デイサービスセンター	指導員、生活指導員(48ページ※1)、相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業)〔身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更正施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業〔高齢者世話付住宅において実施する事業〕	生活援助員
家庭支援電話相談(こども・家庭110番)事業〔中央児童相談所において実施する事業〕	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設〔日本赤十字社が設置するもの〕	相談援助業務を行っている相談員
子ども家庭相談事業〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	
乳幼児健全育成相談事業〔保育所、乳児院において実施する事業〕	
すこやかテレホン事業〔青少年相談センターにおいて実施する事業〕	
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業〔都道府県・指定都市等において実施する事業〕	

■ ご自身の実務経験が厚生労働省の指定する相談援助業務に該当するかご不明な場合は、学校までお問い合わせください。
■ 一覧表に記載のない実務については、個別認定という方法がございます。個別認定に申請される場合は、必ず事前に教員にご相談ください。

個別認定時の留意点

ご不明な点は学科長 荒木まで、お早めにご相談ください。

● 職場で行っている事業等の説明とご自分の職種の業務内容の両方が分かるように書類を集めてください。
● 職種の業務内容について、以下の点が読み取れるかご確認ください。

- ☐ 福祉に関する相談援助を行っている（医療相談、職業紹介に関する相談を行うもの等を除く）
- ☐ 要支援者に直接支援を行っている（ボランティア調整や職員への指導のみではなく）
- ☐ 関係機関と連携して行っている

《添付書類》

1. 実務経験証明書〈個票〉(様式 社-4または社-5)の写し
2. 事業・業務の根拠となる団体等の条例、要綱、定款又は寄付行為等の写し
3. 事業概要(業務の内容等がわかるもの)
4. 施設の組織図
5. 勤務実態のわかるもの(辞令、雇用契約書、出勤簿等)
6. 活動事例(主なもの3例)

2 指定施設における相談援助業務の範囲

（最終改正 令和5年5月31日付け　社援発0531第51号）

令和6年度の追加分は発表され次第本校のホームページに掲載します。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」
（昭和63年2月12日社庶第29号、厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）抜粋

指定施設における業務の範囲等

1　福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

（1）施行規則第2条第1号に規定する**保健所**にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている**精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー**及び**心理判定員**

（2）施行規則第2条第2号に規定する**児童相談所**にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する**受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員**及び**保育士**

（3）施行規則第2条第2号に規定する**母子生活支援施設**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する**母子支援員**（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び**少年を指導する職員**並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する**個別対応職員**

（4）施行規則第2条第2号に規定する**児童養護施設**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する**児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員**及び**職業指導員**並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する**里親支援専門相談員**

（5）施行規則第2条第2号に規定する**障害児入所施設**及び**障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する**児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者**及び**心理指導担当職員**

（6）施行規則第2条第2号に規定する**児童心理治療施設**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する**児童指導員、保育士、個別対応職員**及び**家庭支援専門相談員**

（7）施行規則第2条第2号に規定する**児童自立支援施設**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する**児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員**及び**職業指導員**

（8）施行規則第2条第2号に規定する**児童家庭支援センター**にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する**職員**

（9）施行規則第2条第2号に規定する**障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）**にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する**児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）**及び**訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）**並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する**指導員**

（10）施行規則第2条第2号に規定する**障害児相談支援事業**を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する**相談支援専門員**

（11）施行規則第2条第3号に規定する**病院**及び**診療所**にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4に規定する**退院後生活環境相談員**又は次の**アからエまでの相談援助業務を行っている職員**

ア　患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

イ　患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ　患者の社会復帰に係る相談援助

エ　以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

（12）施行規則第2条第4号に規定する**身体障害者更生相談所**にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する**身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー**

（13）施行規則第2条第4号に規定する**身体障害者福祉センター**にあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する**身体障害者に関する相談に応ずる職員**

（14）施行規則第2条第5号に規定する**精神保健福祉センター**にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている**精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー**及び**心理判定員**

（15）施行規則第2条第6号に規定する**救護施設**及び**更生施設**にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する**生活指導員**

(16) 施行規則第2条第7号に規定する**福祉に関する事務所**にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第15条第1項第1号に規定する**指導監督を行う所員(査察指導員)**、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する**身体障害者福祉司**、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第13条第1項及び第2項に規定する**知的障害者福祉司**、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する**社会福祉主事(老人福祉指導主事)**、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する**現業を行う所員(現業員)**、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号) 別紙(家庭児童相談室設置運営要綱) 第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する**社会福祉主事(家庭児童福祉主事)**及び家庭児童福祉に関する**相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)**、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号) に規定する**面接相談員**、売春防止法(昭和31年法律第118号) 第35条第1項及び第2項に規定する**婦人相談員**並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第8条第1項に規定する**母子・父子自立支援員**、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号) 別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領) 3(1) に規定する就労支援事業に従事する**就労支援員**及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する**就労支援員**

(17) 施行規則第2条第8号に規定する**婦人相談所**にあっては、「婦人相談所設置要綱について」(昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号) 別紙(婦人相談所設置要綱) 第2に規定する**相談指導員**又は**判定員**並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する**婦人相談員**

(18) 施行規則第2条第8号に規定する**婦人保護施設**にあっては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)第8条第1項に規定する**入所者を指導する職員**

(19) 施行規則第2条第9号に規定する**知的障害者更生相談所**にあっては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する**知的障害者福祉司**、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号) 第1に規定する**心理判定員**、**職能判定員**及び**ケース・ワーカー**

(20) 施行規則第2条第10号に規定する**養護老人ホーム**、**特別養護老人ホーム**、**軽費老人ホーム**、**老人福祉センター**、**老人短期入所施設**、**老人デイサービスセンター**及び**老人介護支援センター**にあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する**生活相談員**、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号) 第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号) 第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する**生活相談員**、同令附則第6条第1項第2号に規定する**主任生活相談員**及び**生活相談員**、同令附則第14条第1項第3号に規定する**入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員**、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号) 別紙1(老人福祉センター設置運営要綱) 第2条第3項及び第3条第3項における**相談・指導を行う職員**、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) 第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号) 第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する**生活相談員**、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号) 第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号) 第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。) に規定する**生活相談員**、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する**生活相談員**並びに**老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員**

(21) 施行規則第2条第11号に規定する**母子・父子福祉センター**にあっては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」(平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号) 母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する**母子及び父子の相談を行う職員**

(22) 施行規則第2条第12号に規定する**介護保険施設**にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号) 第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する**介護支援専門員**、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号) 第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する**介護支援専門員**並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号) 第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する**介護支援専門員**、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた**指定介護療養型医療施設**にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員

(23) 施行規則第2条第12号に規定する**地域包括支援センター**にあっては、介護保険法(平成9年法律第123号) 第115条の46第1項に規定する**包括的支援事業**(同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業(認知症初期集中支援推進事業を除く。)を除く。)**に係る業務を行う職員**

(24) 施行規則第2条第13号に規定する**障害者支援施設**にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号) 第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(2) に規定する生活支援員、同項第5号イ(2) に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2) 並びに第7号イ(2)に規定する**サービス管理責任者**

(25) 施行規則第2条第13号に規定する**地域活動支援センター**にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号) 第9条第1項第2号に規定する**指導員**

(26) 施行規則第2条第13号に規定する**福祉ホーム**にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条第1項に規定する**管理人**

(27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号) 第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号(第2項において読み替えられる場合を含む。)及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。) に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する**就労支援員**、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。) に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の、人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号) 第206条の3第1項に規定する**就労定着支援員**、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定する**サービス管理責任者**及び同令第206条の14第1項第1号に規定する**地域生活支援員**

(28) 施行規則第2条第13号に規定する**一般相談支援事業**を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号) 第3条第2項に規定する**相談支援専門員**

(29) 施行規則第2条第13号に規定する**特定相談支援事業**を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号) 第3条第1項に規定する**相談支援専門員**

2　施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する**授産施設**及び**宿所提供施設**

・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号)に基づき配置された**指導員**

(2) 児童福祉法第37条に規定する**乳児院**

・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び**里親支援専門相談員**

(3) 老人福祉法第29条に規定する**有料老人ホーム**

・生活相談員

(4) **指定特定施設入居者生活介護**(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同法第42条の2第1項に規定する**指定地域密着型サービス**(以下「指定地域密着型サービス」という。) に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。) 又は**指定介護予防特定施設入居者生活介護**(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。) に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設

・生活相談員及び**計画作成担当者**

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する**身体障害者更生援護施設**

・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。) 第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する**生活支援員**並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱) 7に規定する**指導員**

(6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する**精神障害者社会復帰施設**

・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する**精神保健福祉士**及び**精神障害者社会復帰指導員**並びに同令第33条第1項第1号に規定する**管理人**

(7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する**知的障害者援護施設**

・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する**生活支援員**

(8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け社老第80号) 別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく**高齢者総合相談センター**

・相談援助業務を行っている相談員

(9)　「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく**隣保館**
・相談援助業務を行っている指導職員

(10)　**都道府県社会福祉協議会**
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号) 別添17(日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する**専門員**、その他**相談援助業務**(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)**を行っている職員**

(11)　**市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会**
・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号) 別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱) 2に規定する**福祉活動専門員**その他**相談援助業務**(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)**を行っている職員**
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号) 別添17(日常生活自立支援事業実施要領) 5(1)に規定する**専門員**、その他**相談援助業務**(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)**を行っている職員**

(12)　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する**児童デイサービス事業**を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員

(13)　児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた**指定発達支援医療機関**
・児童指導員及び**保育士**

(14)　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設**のぞみの園法**(平成14年法律第167号)第11条第1号に**規定する施設**
・相談援助業務を行っている指導員及び**ケースワーカー**

(15)　「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号) 別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく**知的障害者福祉工場**
・相談援助業務を行っている指導員

(16)　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号) 第3条に規定する**刑事施設**、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する**少年院**及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する**少年鑑別所**
・刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び**福祉専門官**

(17)　更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する**地方更生保護委員会**及び**保護観察所**
・保護観察官、社会復帰調整官

(18)　更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号)第1条第4項に規定する**更生保護施設**
・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員

(19)　労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された**労災特別介護施設**
・相談援助業務を行っている指導員

(20)　「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号) 別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく**心身障害児総合通園センター**
・相談援助業務を行っている職員

(21)　児童福祉法第6条の3第1項に規定する**児童自立生活援助事業を行っている施設**
・相談援助業務を行っている指導員

(22)　児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている**児童養護施設**、**母子生活支援施設**、**乳児院**及び**保育所**等
・相談援助業務を行っている職員

(23)　「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号) 別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「**母子家庭等就業・自立支援センター事業**」**及び**「**一般市等就業・自立支援事業**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている相談員

(24)　児童福祉法第6条の3第6項に基づく**地域子育て支援拠点事業を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員

(25)　「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号) 別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「**利用者支援事業**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員

(26)　「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号) 別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「**母子・父子自立支援プログラム策定事業**」**を行っている施設**
・母子・父子自立支援プログラム策定員

(27)　「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号) 別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「**就業支援専門員配置等事業**」**を行っている施設**
・就業支援専門員

(28)　「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号) 別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「**重症心身障害児(者)通園事業**」**を行っている施設**
・児童指導員及び**保育士**

(29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する**点字図書館**及び同条第3号に規定する**聴覚障害者情報提供施設**
・相談援助業務を行っている職員
(30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する**共同生活介護を行う施設**
・相談援助業務を行っている職員
(31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち**療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設**
・相談援助業務を行っている職員
(32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する**知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設**
・児童指導員及び**保育士**
(33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する**重症心身障害児施設**
・児童指導員、保育士及び**心理指導を担当する職員**
(34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号) 第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する**相談支援専門員**
(35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号) による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1(地域生活支援事業実施要綱) 別記11(3)に基づく「**身体障害者自立支援**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員
(36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「**日中一時支援**」、別添1に基づく「**障害者相談支援事業**」又は別添4に基づく「**障害児等療育支援事業**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員
(37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号) による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号) 別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「**精神障害者地域移行支援特別対策事業**」**を行っている施設**
・地域体制整備コーディネーター及び**地域移行推進員**
(38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「**精神障害者地域移行・地域定着支援事業**」**を行っている施設**
・地域体制整備コーディネーター及び**地域移行推進員**
(39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号) 別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「**精神障害者アウトリーチ推進事業**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
(40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号) 別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱) の別記2－21(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「**アウトリーチ支援に係る事業**」**を行っている施設**
・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
(41) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。)、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第7項に規定する**通所介護、指定地域密着型通所介護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。)、指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第7項に規定する**介護予防通所介護**をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは**指定短期入所生活介護**(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。)、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、**指定介護予防短期入所生活介護**(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。)をいう。)**を行う施設**(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)
・生活相談員

(42) **指定通所リハビリテーション**(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。) 若しくは**指定介護予防通所リハビリテーション**(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。) 又は**指定短期入所療養介護**(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。) 若しくは**指定介護予防短期入所療養介護**(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)**を行う施設**
・支援相談員

(43) **指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)**を行う施設**
・オペレーター

(44) **指定夜間対応型訪問介護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)**を行う施設**
・オペレーションセンター従業者

(45) **指定認知症対応型通所介護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。) 又は**指定介護予防認知症対応型通所介護**(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。) に該当する同法第8条の2第13項に規定する**介護予防認知症対応型通所介護**をいう。)**を行う施設**(老人デイサービスセンターを除く。)
・生活相談員

(46) **指定小規模多機能型居宅介護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。) 若しくは**指定介護予防小規模多機能型居宅介護**(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)、**指定認知症対応型共同生活介護**(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。) 若しくは**指定介護予防認知症対応型共同生活介護**(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。) 又は**指定複合型サービス**(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)**を行う施設**
・介護支援専門員

(47) **指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)**を行う施設**
・生活相談員及び**介護支援専門員**

(48) 介護保険法第8条第24項に規定する**居宅介護支援事業を行っている事業所**
・介護支援専門員

(49) 介護保険法第8条の2第16項に規定する**介護予防支援事業を行っている事業所**又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する**第一号介護予防支援事業を行っている事業所**
・担当職員

(50) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号) 別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) 運営事業実施要綱) に基づく「**生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) 運営事業**」**を行っている生活支援ハウス**
・生活援助員

(51) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号) に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている**高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等**
・相談援助業務を行っている生活援助員

(52) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定する**サービス付き高齢者向け住宅**
・相談援助業務を行っている職員

(53) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号) 別紙(地域福祉センター設置運営要綱) に基づく**地域福祉センター**
・相談援助業務を行っている職員

(54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領) 3(1) に規定する**就労支援事業を行っている事業所**
・就労支援員

(55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16(ひきこもり支援推進事業実施要領) に基づく**ひきこもり地域支援センター**
・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員

(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33(地域生活定着促進事業実施要領) に基づく**地域生活定着支援センター**
・相談援助業務を行っている職員

(57) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づく**ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所**
・相談援助業務を行っている相談員

(58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づく**ホームレス自立支援センター**
・生活相談指導員

(59) 「被災者支援総合交付金(厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」(平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号) 別添1(被災者見守り・相談支援事業(地方自治体等実施分) 実施要領)、「「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分) による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」(平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号) による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金(厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」別添1(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) 第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年8月20日付け老発0820第5号) の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1(地域支え合い体制づくり事業) に基づき、**東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所**
・相談援助業務を行っている職員

(60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成29年5月17日社援発第0517号) による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領) 及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20(被災者見守り・相談支援等事業実施要領) に基づき、**被災者に対する相談援助業務を実施する事業所**
・相談援助業務を行っている職員

(61) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業) の運営について」(平成22年1月28日付け社援発0128第1号) 別添1(自立相談支援モデル事業運営要領) に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4(家計相談支援モデル事業運営要領)に規定する**家計相談支援モデル事業を行っている事業所**
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び**家計相談支援員**

(62) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号) 第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する**生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所**
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び**家計改善支援員**(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号) 第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む

(63) 生活保護法第55条の7第1項に規定する**被保護者就労支援事業を行っている事業所**
・就労支援員

(64) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条に規定する**発達障害者支援センター**
・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号) 別紙(発達障害者支援センター運営事業実施要領)に規定する**相談支援を担当する職員**及び**就労支援を担当する職員**

(65) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第2号に規定する**広域障害者職業センター**
・障害者職業カウンセラー

(66) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する**地域障害者職業センター**
・障害者職業カウンセラー及び**職場適応援助者**

(67) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号) による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
・第1号職場適応援助者養成研修又は**訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者**

(68) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号) 第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第27条に規定する**障害者雇用支援センター**
・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する**業務を行う職員**

(69) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第81号) による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース) のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(70) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する**障害者就業・生活支援センター**
・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号) 別紙2(障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱)に規定する**主任就業支援担当者、就業支援担当者**及び**主任職場定着支援担当者**並びに同通知別紙3(障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱)に規定する**生活支援担当職員**

(71) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する**公共職業安定所**
・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター及び**雇用トータルサポーター(大学等支援分)**

(72) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」(平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定) 別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領) に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業) 交付要綱」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定) 別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領) に基づく教育機関
・スクールソーシャルワーカー

(73) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第29条に規定する**難病相談支援センター**
・難病相談支援員

(74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく**高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関**
・支援コーディネーター

(75) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく**子ども家庭総合支援拠点**
・相談援助業務を行っている職員
(76) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する**母子健康包括支援センター**
・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
(77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される**地域若者サポートステーション**
・相談援助業務を行っている職員
(78) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 決定) に基づく**子ども・若者総合相談センター**
・相談援助業務を行っている職員
(79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における**「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関**
・相談援助業務を行っている職員
(80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく**基幹相談支援センター**
・相談援助業務を行っている職員
(81) 裁判所法に基づく**家庭裁判所**
・家庭裁判所調査官
(82) 児童福祉法第19条の22に規定する**小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所**
・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する**小児慢性特定疾病児童等自立支援員**
(83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について(平成31年3月27日付け障発0327第19号)に基づく**「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所**
・医療的ケア児等コーディネーター
(84) 生活保護法第30条に規定する**日常生活支援住居施設**
・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号) 第10条第1項に規定する**生活支援員**及び同条第3項に規定する**生活支援提供責任者**
(85) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する**産後ケア事業を実施する施設**
・同条に規定する相談に応ずる職員
(86) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成十三年法律第三十一号)第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
・同法第4条の婦人相談員
(87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1) から(85) までに定める**施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設**
・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3　業務従事期間の計算方法
福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。) で従事した期間を通算して計算するものとする。

4　2(87)の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領
(1) 認定基準
ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。
(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
イ 上記1及び2の(1)から(86)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
(2) 認定の手続
ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(87)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

お願い

実務経験等の確認には、資料の追加提出をお願いする場合や、厚生労働省に確認を行うための時間を要する場合がございます。実務経験に関してご不明な点は、願書受付期間に関わらずお早めにご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。

3 入学要件に関わる学歴について

指定規則第６条第一号入学資格の具体的要件における厚生労働省令で定める者の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）最新改正（平成19年1月9日厚生労働省令第2号）抜粋

（厚生労働省令で定める者の範囲）

（1）4年制大学を卒業した者に準ずる者

第１条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）～一部略～

法第７条第③号の「厚生労働省令で定める者」は、次のとおりとする。

一　学校教育法による大学院の課程を修了した者

二　独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）による独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）による大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む）

三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者

四　学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

五　旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を卒業した者

六　旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者

七　旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限１年以上の研究科を修了した者

八　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）５年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限４年以上の専門学校を卒業し修業年限４年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者

九　防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

十　独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所、平成13年４月１日前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校（昭和59年７月１日前の農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）による水産大学校及び平成13年１月６日前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。）を卒業した者を含む。）

十一　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（昭和五十九年七月一日前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）による海上保安大学校及び平成十三年一月六日前の運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者

十二　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法 の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法 及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法 による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

十三　国土交通省組織令による気象大学校（昭和五十九年七月一日前の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）による気象大学校及び平成十三年一月六日前の運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者

（2）3年制の短期大学を卒業した者に準ずる者

４　法第七条第四号 の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法 による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二　学校教育法 による**専修学校の専門課程**（修業年限三年以上のものに限る。次号並びに次項及び第六項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項 に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限三年以上のものに限る。次号並びに次項及び第六項において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。次号において同じ。）

三　学校教育法 による**専修学校の専門課程**又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

5　法第七条第五号 の厚生労働省令で定める者は、学校教育法 による**専修学校の専門課程**又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。

6　法第７条第６号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限３年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限３年以上のものに限る。）、**専修学校の専門課程**又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）

二　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間３年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間３年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間３年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程(訓練期間３年以上のものに限る。)を修了した者を含む。）

(3) 2年制の短期大学又は高等専門学校を卒業した者に準ずる者

7　法第７条第７号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による短期大学において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

二　学校教育法による**専修学校の専門課程**（修業年限２年以上のものに限る。次号並びに次項及び第９項において同じ。）又は各種学校（学校教育法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限２年以上のものに限る。次号並びに次項及び第９項において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者

三　学校教育法による**専修学校の専門課程**又は各種学校において指定科目（実習科目を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの

9　法第７条第10号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限２年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科(修業年限２年以上のものに限る。)、**専修学校の専門課程**又は各種学校を卒業した者

二　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

※専修学校の専門課程としての学歴はご卒業された学校、学科、卒業年によって、カウントできるものとできないものがございます。文部科学省ホームページにあります専門士付与リストを元にお調べして回答しております。
ご不明な方はお問い合わせください。(⇒0120-84-3312)

●精神保健福祉士に関する参考資料

1 入学資格要件について

精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号）抜粋

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第三号から第九号まで、（中略）精神保健福祉士法施行規則を次のように定める。

（法第三条第一号の厚生労働省令で定める者）

第一条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号。以下「法」という。）第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲）

第一条の二　法第七条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次項第一号において同じ。）において法第七条第一号に規定する指定科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二　学校教育法による大学院において指定科目を修めて当該大学院の課程を修了した者

三　学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限四年以上のものに限る。次項第三号及び第三項第三号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者

（法第七条第二号の厚生労働省令で定める者の範囲）

2　法第七条第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による大学において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

二　学校教育法による大学院において基礎科目を修めて当該大学院の課程を修了した者

三　学校教育法による専修学校の専門課程において基礎科目を修めて卒業した者

3　法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による大学院の課程を修了した者

二　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）

三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者

四　学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

五　旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者

六　旧高等師範学校規程（明治二十七年文部省令第十一号）による高等師範学校専攻科を卒業した者

七　旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者

八　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）五年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限四年以上の専門学校を卒業し修業年限四年以上の専門学校に置かれる修業年限一年以上の研究科を修了した者

九　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者

十　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校の総合課程又は長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

4　法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限三年以上のものに限る。次項及び第六項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限三年以上のものに限る。次項及び第六項第一号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。

5　法第七条第五号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）とする。

6　法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限三年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）

二　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する都道府県知事が指定する看護師養成所(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者
三　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十二条第一号に規定する都道府県知事が指定する作業療法士養成施設(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者
四　職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の専門課程(訓練期間三年以上のものに限る。)若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程(訓練期間三年以上のものに限る。)を修了した者を含む。）
7　法第七条第七号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程（修業年現二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。）又は各種学校（学校教育法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限二年以上のものに限る。次項及び第九項第一号において同じ。)において指定科目を修めて卒業した者とする。
8　法第七条第八号の厚生労働省令で定める者は、学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校において基礎科目を修めて卒業した者とする。
9　法第七条第九号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。)、特別支援学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者
二　保健師助産師看護師法第二十二条第二号に規定する都道府県知事が指定する准看護師養成所（修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者(学校教育法第九十条第一項に該当する者に限る。)
三　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の特定専門課程又は職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

2 指定施設の範囲

精神保健福祉士法施行規則(平成10年1月30日厚生省令第11号)抜粋

第二条　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。
一　精神科病院
二　市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)
三　地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)に規定する保健所又は市町村保健センター
四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く。）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
七　生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
八　社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
九　知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
十　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十二　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
十三　発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十五　前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

3 指定施設における業務の範囲等について

障発0805　第4号　最終改正 令和5年6月9日

1　精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第２条第１号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（１）施行規則第２条第１号及び第５号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員

（２）施行規則第２条第２号及び第３号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

（３）施行規則第２条第４号に規定する乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設及び児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第２項及び第６項、第42条第１項及び第５項、第49条第１項、第４項及び第14項並びに第73条第１項に規定する家庭支援専門相談員、児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員

（４）施行規則第２条第４号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（医療型児童発達支援を除く。）にあっては、相談援助業務に従事する職員

（５）施行規則第２条第４号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第３条第１項に規定する相談支援専門員

（６）施行規則第２条第４号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、相談援助業務を行う指導員

（７）施行規則第２条第４号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第12条の３第２項第６号に規定する児童福祉司、児童相談所運営方針(児発第133号平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

（８）施行規則第２条第４号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条に規定する母子支援員及び少年を指導する職員

（９）施行規則第２条第４号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第１項及び第５項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員及び職業指導員

（10）施行規則第２条第４号に規定する児童家庭支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の３第１項に規定する職員であり相談員ではない

（11）施行規則第２条第６号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

（12）施行規則第２条第７号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第１項第３号及び第19条第１項第３号に規定する生活指導員

（13）施行規則第２条第８号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第１項第１号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24 年法律第283号)第11条の２第１項及び第２項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13 条第１項及び第２項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第６条及び第７条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第１項第２号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年４月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第５に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年４月９日付け社庶第74号）に規定する面接員に相当する職員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第１項及び第２項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号）第８条第１項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施に

ついて」(平成26年９月30日付け雇児発0930第４号) 別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年３月31日雇児発0331第５号) 別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の７第１項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年３月31日付け社援発第0331021号) 別添１（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）３（１）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員

(14) 施行規則第２条第８号に規定する市町村社会福祉協議会にあっては、「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年４月８日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）２に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員

(15) 施行規則第２条第９号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発0325002号) 第１に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(16) 施行規則第２条第10号に規定する広域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号)第24条に規定する障害者職業カウンセラー

(17) 施行規則第２条第10号に規定する地域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第24条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第20条第３号に規定する職場適応援助者

(18) 施行規則第２条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成14年５月７日付け職高発第0507004号、障発第0507003号)別紙２「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙３「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(19) 施行規則第２条第11号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の46第１項に規定する包括的支援事業(同法第115条の45第２項第４号から第５号までに掲げる事業を除く。)に係る業務を行う職員

(20) 施行規則第２条第12号に規定する更生保護施設にあっては、「更生保護事業法施行規則の運用について」(平成14年６月10日付け法務省保更第357号）第３の１（２）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成20年法務省令第41号）第７条第２項に規定する福祉職員、同令第７条の２第１項に規定する薬物専門職員及び同令第7条の3第1項に規定する訪問支援職員

(21) 施行規則第２条第12号に規定する保護観察所にあっては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(22) 施行規則第２条第13号に規定する発達障害者支援センターにあっては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年７月８日付け障発第0708004号)別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(23) 施行規則第２条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第１項第３号、第52条第１項第２号及び第２項、第59条第１項第２号（第２項において読み替えられる場合を含む。）及び第３項に規定する生活支援員、第64条第１項第２号、第65条第１項第２号並びに第75条第１項第２号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員及び生活支援員、同令第64 条第１項第３号に規定する就労支援員及び同令第39条第１項第４号、第52条第１項第３号、第59条第１項第４号、第64条第１項第４号、第65条第１項第３号及び第75条第１項第３号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の３第１項に規定する就労定着支援員、同令第206条の３第２項及び第206条の14第１項第２号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14 第１項第１号に規定する地域生活支援員

(24) 施行規則第２条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

(25) 施行規則第２条第14号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第１項第２号イ（２）、第３号イ（１）及びロ、第４号イ（１）(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第５号イ（１）及びロ（１）、第６号イ（１）並びに第７号イ（１）に規定する生活支援員、同項第５号イ（２）に規定する就労支援員及び同項第２号イ（３）、第３号イ（２）、第４号イ（２）、第５号イ（３）及びロ（２）、第６号イ（２）並びに第７号イ（２）に規定するサービス管理責任者

(26) 施行規則第２条第14号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第３条第２項に規定する相談支援専門員

(27) 施行規則第２条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第３条第１項に規定する相談支援専門員

(28) 施行規則第２条第14号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第９条第１項第２号に規定する指導員

(29) 施行規則第２条第14 号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条第１項に規定する管理人

(30) 施行規則第２条第14号に規定する基幹相談支援センターにあっては、相談援助業務に従事する職員

2　精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第１号から第３号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（１）施設告示第１号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

・「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年５月30日付け障発第0530001号)別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

（２）施設告示第２号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

・学校教育法施行規則(昭和22年５月23日文部省令第11号)第65条の４に規定するスクールソーシャルワーカー

・「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」(平成25年４月１日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に規定するスクールソーシャルワーカー

（３）施設告示第３号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年８月７日法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設

・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員

3　施設告示第４号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲施設告示第１号から第３号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

（１）「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年７月２２日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設

・相談員

（２）売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談所及び第36条に規定する婦人保護施設

・「婦人相談所設置要綱について」(昭和３８年３月１９日付け厚生省発社第３５号)別紙(婦人相談所設置要綱)第２に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第３５条第１項及び第２項に規定する婦人相談員

・婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)第８条第１項に規定する入所者を指導する職員

（３）生活保護法第55条の７第１項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(別添１（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）３（１）に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」(平成27年４月９日付け社援保発0409第１号）に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所並びに「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年３月30日付け

社援保発0330第12号）に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所
・就労支援員
・被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
（４）都道府県社会福祉協議会
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年７月27日付け社援発0727第２号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）５（１）に規定する専門員
（５）「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり対策推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
・ひきこもり支援コーディネーター
（６）「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添32（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
・相談援助業務に従事する職員
（７）生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第３条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第３条第４項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第３条第５項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員
（８）「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年４月25日付け障発0425第４号）別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年３月３１日付け障発0331第２号）別添２（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙２（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記２－21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行う施設
・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
（９）「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年５月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
・支援コーディネーター
（10）「地域生活支援事業等の実施について」別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記1－11の1（４）に基づく「日中一時支援」、別添１に基づく「障害者相談支援事業」又は別添４に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
・相談援助業務に従事する職員
（11）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の２の３第１項第１号に規定する第１号職場適応援助者助成金受給資格認定法人又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の２の３第１項第１号に規定する訪問型職場適応援助者助成金
・第１号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
（12）雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の３第６項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
（13）職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第８条に規定する公共職業安定所
・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター、雇用トータルサポーター（大学等支援分）
（14）厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
・相談援助業務に従事する職員
（15）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）第３条に規定する刑事施設、少年院法（平成２６年法律第５８号）第３条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成２６年法律第５９号）第３条に規定する少年鑑別所
（16）生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和２年厚生労働省令第44号）第10条第１項に規定する生活支援員及び同条第３項に規定する生活支援提供責任者
（17）施行規則第２条第１号から第14号、施設告示第１号から第３号及び上記（１）から（16）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

４　１、２及び３で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（１） 精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令。以下「平成23年改正規則」という。）附則第３条の規定により施行規則第２条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第１条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第２条第６号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25 年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあっては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14年３月27日付け障発0327005号）別添３（精神障害者地域生活援助事業運営要綱）に規定する世話人

（２） 平成23年改正規則附則第３条の規定により施行規則第２条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第１条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第２条第６号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第１項第２号、第26条第１項第２号及び第４項第２号、第37条第１項第２号及び第40条第１項第３号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第１項第１号に規定する管理人

（３） 平成23年改正規則附則第４条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、相談援助業務に従事する職員

（４） 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条第１項（第49条第１項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士

（５） 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員

（６） 障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第５条第１項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第１条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第１項第３号、第29条第１項第３号、第52条第１項第３号、第53条第１項第３号、第54条第１項第２号及び第63条第１項第３号に規定する生活支援員

５　業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記１から４に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね４分の３以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

６　１から４（３(17)を除く。以下同じ。）に定める施設であって、１から４に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、（１）または（２）により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に疑義がある場合には報告を取下げさせることがある。

・当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。

・１から４に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。

（１） 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式１により厚生労働大臣あて報告すること。

（２） 精神保健福祉士法第７条第４号又は第７号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第10条第１項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式１により厚生労働大臣あて報告すること。

7　3(17)に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1)または(2)により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

・当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

・1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式2により厚生労働大臣あて協議すること。

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号又は第7号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式2により厚生労働大臣あて協議すること。

厚生労働大臣が個別に認めた施設【7 3(17)に掲げる施設に係る個別認定】	
★上記は厚生労働省への所定の手続が必要であり、審査、決定上数ヶ月間の期間を有します。 ★該当する方は、入学前年12月までにご相談ください。	具体的な職種 精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 相談援助業務とは

(1) 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①から⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

・ケースカンファレンス等の会議への出席
・ケース記録等の関係書類の整理
・職員間の申し送り、連絡、調整
・関係機関との連絡、調整

(2) 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

(3) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

5 実務経験一覧表

1	施設・事業種類		具体的な職種
医療、行政関係施設	医療関係施設	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー 相談員(医療ソーシャルワーカー等)
		病院又は診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る)	
	行政関係機構・施設	保健所	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員
		市町村保健センター	
		市区町村(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る)	
		精神保健福祉センター	
	法務省設置法及び更生保護法	保護観察所 (精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る)	社会復帰調整官 保護観察官
		更生保護施設 (精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る)	補導に当たる職員(※①) 訪問支援職員(※②) 福祉職員(※②) 薬物専門職員(※②)
	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	刑事施設	刑務官 法務教官 法務技官(心理) 福祉専門官
	少年院法	少年院	
	少年鑑別所法	少年鑑別所	

2	施設・事業種類			具体的な職種
障害者関係施設	障害者関係施設(障害者総合支援法)	障害福祉サービス事業を行う施設	生活介護を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	生活支援員 就労支援員 職業指導員 サービス管理責任者 就労定着支援員(※③) 地域生活支援員(※③)
			自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			就労継続支援を行う施設 (A型、B型)(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			共同生活援助を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談援助業務に従事する職員
			短期入所を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			重度障害者等包括支援を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			就労定着支援を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
			自立生活援助を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		相談支援事業を行う施設(一般・特定)(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		相談支援専門員
		地域活動支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		指導員
		障害者支援施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者
		福祉ホーム(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		管理人
		基幹相談支援センター		相談援助業務に従事する職員

	施設・事業種類		具体的な職種
その他の法定施設等	児童福祉法	障害児通所支援事業実施施設(医療型児童発達支援を除く) (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談援助業務に従事する職員
		児童相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	児童福祉司　児童心理司 受付相談員　児童指導員 相談員　保育士 電話相談員　(※④)
		母子生活支援施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	母子支援員 少年を指導する職員　(※⑤)
		児童自立支援施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	児童自立支援専門員 児童生活支援員　(※⑤) 職業指導員

3	施設・事業種類		具体的な職種
その他の法定施設等	児童福祉法	児童家庭支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談員 (※⑤)
		乳児院(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	児童指導員 保育士 職業指導員 児童発達支援管理責任者 (※⑤) 心理指導担当職員 家庭支援専門相談員
		児童養護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		福祉型障害児入所施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		児童心理治療施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		障害児相談支援事業を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談支援専門員 (※⑥)
		児童自立生活援助事業を行う施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談援助業務を行う指導員
	生活保護法	救護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	生活指導員 (※⑦)
		更生施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	
		被保護者就労支援事業所	就労支援員 相談支援に従事する職員 被保護者就労準備支援担当者
		セーフティネット支援対策等事業 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業所)	
		被保護者就労準備支援事業を行う事業所	
		被保護者家計改善支援事業を行う事業所	
		日常生活支援住居施設	生活支援員、生活支援提供責任者
	社会福祉法	福祉事務所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	査察指導員(指導監督を行う所員) 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事、現業員 家庭児童福祉主事、家庭相談員 面接相談員、就業支援専門員、就労支援員
		市(特別区を含む)町村社会福祉協議会 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	福祉活動専門員 相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員
	都道府県社会福祉協議会		日常生活自立支援事業実施要領に規定する専門員
	介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
	売春防止法	婦人相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る) 婦人保護施設	婦人相談員、相談指導員、判定員 入所者を指導する職員(婦人保護施設に限る)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	福祉事務所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	母子・父子自立支援員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う施設		相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行う施設		
	障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	障害者職業カウンセラー
		地域障害者職業センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
		障害者就業・生活支援センター (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	主任就業支援担当者(※⑧) 主任職場定着支援担当者(※⑧) 就業支援担当者(※⑧) 生活支援担当職員(※⑨)
	職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター 雇用トータルサポーター(大学等支援分)
	知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	知的障害者福祉司 心理判定員(※⑩) 職能判定員(※⑩) ケースワーカー(※⑩)
	発達障害者支援法	発達障害者支援センター (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	相談支援を担当する職員(※⑪) 就労支援を担当する職員(※⑪)
	ホームレス自立支援事業の実施施設		生活相談指導員
	スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業の実施施設		スクールソーシャルワーカー (※⑫)
	精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施施設		地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター		相談援助業務に従事する職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション		相談援助業務に従事する職員

3	施設・事業種類	具体的な職種
その他の法定施設等	精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱に基づく「アウトリーチ事業」を行う事業所	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
	地域移行・地域生活支援事業実施要綱に基づく「アウトリーチ事業」を行う事業所（精神障害者地域生活支援広域調整等事業 別添2）	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行う施設	
	自立支援法 生活困窮者 生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員　就労準備支援担当者 相談支援員　家計改善支援員 就労支援員
	地域生活支援事業実施要綱に基づく ・日中一時支援を行っている施設 ・障害者相談支援事業を行っている施設 ・障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	
	障害者雇用安定助成金のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	旧法施設 精神障害者居宅生活支援事業	世話人
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設	
	精神障害者福祉工場	
	精神障害者地域生活支援センター	
	精神障害者福祉ホーム	管理人
	共同生活介護を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務に従事していた職員
	児童デイサービス事業（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	相談援助業務に従事する職員
	知的障害者デイサービスセンター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	生活支援員
	知的障害者更生施設（入所、通所）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	知的障害者通勤寮（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	知的障害者福祉ホーム（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	
	知的障害児施設・知的障害児通園施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	児童指導員 保育士　（※⑤）
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立プログラム策定員
	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	就業支援専門員
	厚生労働大臣が個別に認めた施設についてはP70をご確認ください。	

〈注意事項〉
※① 更生保護事業法施行規則に規定する職員
※② 更生保護委託費支弁基準に規定する職員
※③ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する職員
※④ 児童相談所の組織と職員（児童相談所 運営指針）に規定する職員
※⑤ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する職員
※⑥ 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に規定する職員
※⑦ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準に規定する職員
※⑧ 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱に規定する職員
※⑨ 同上事業（生活支援等事業）実施要綱に規定する職員
※⑩ 「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」に規定する職員
※⑪ 発達障害者支援センター運営事業実施要綱に規定する職員
※⑫ 学校教育法施行規則、教育支援体制整備事業費補助金交付要綱のいずれかに規定するスクールソーシャルワーカー

KYUSHU　ACADEMY　COLLEGE

九州医療専門学校

社会福祉士通信学科 田代キャンパス

〒841-0016 佐賀県鳥栖市田代外町1526-1

0120-84-3312

精神保健福祉士通信学科 桜町キャンパス

〒841-0014 佐賀県鳥栖市桜町1449-1

0120-83-2255

くわしい情報はホームページで!!

https://www.kac.ac.jp/

KAC アカデミー　検索

スマホ用